

平成24年第1回太子町議会定例会（第436回町議会）会議録（第4日）

平成24年3月5日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第18号 平成24年度兵庫県太子町一般会計予算
- 2 議案第19号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 3 議案第20号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 4 議案第21号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 5 議案第22号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 6 議案第23号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 7 議案第24号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 8 議案第25号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算
(総括質疑)

本日の会議に付した事件

- 1 議案第18号 平成24年度兵庫県太子町一般会計予算
- 2 議案第19号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 3 議案第20号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 4 議案第21号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 5 議案第22号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 6 議案第23号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 7 議案第24号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 8 議案第25号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算
(総括質疑)

会議に出席した議員

1 番	中 藪 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	井 村 淳 子	14 番	橋 本 恭 子
15 番	中 井 政 喜	16 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽一郎
書 記	森 本 麻 友		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	山 本 修 三	経 済 建 設 部 長	山 本 武 志
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

(開議 午前 9 時 59 分)

○議長(佐野芳彦) 皆さんおはようございます。

平成24年第1回太子町議会定例会第4日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第18号 平成24年度  
兵庫県太子町一般会計予算

日程第2 議案第19号 平成24年度  
兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第20号 平成24年度  
兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第4 議案第21号 平成24年度  
兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第22号 平成24年度  
兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

日程第6 議案第23号 平成24年度  
兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

日程第7 議案第24号 平成24年度  
兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

日程第8 議案第25号 平成24年度  
兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長(佐野芳彦) 日程第1、議案第18号平成24年度兵庫県太子町一般会計予算から日程第8、議案第25号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案第18号から議案第25号までについては2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

まず、総括質疑を行います。

質疑を通告されました議員に申し上げます。

質疑は一般質問席でお願いします。

質疑、答弁は一括で行い、簡潔明快にお願いします。

また、今期定例会では時間制により総括質疑を行うことになっておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、通告順に発言を許します。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 皆さんおはようございます。

橋本恭子、通告に従いまして総括質疑を行います。よろしくお願いいたします。

平成24年度町政施策方針について伺います。

政策1、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」について伺います。3点伺います。

新規事業で、こころの相談事業を具体的にお願いします。

2点目、新規事業で、地域保健推進計画が24年度終了し、計画の見直しをして食育推進計画を策定するとの内容であります。よろしくお願いいたします。

3点目、子宮頸がん予防ワクチン接種で、中学1年生から高校1年生の女子が対象ですが、中1、中2、中3、高1の別の人数と啓発方法について伺います。

政策2、「誰もが支え合って暮らせるまちづくり」について伺います。3点伺います。

新規事業で、交通機関など利用が特に困難で自家用自動車を持たない高齢者、障害者世帯に対してタクシー利用券を交付するやうにタクシー運賃助成事業の具体的内容をお願いします。

2点目、新規で障害児の健やかな育成を図

るため、障害児の通所事業やデイサービス事業などの必要な支援を詳細にお願いします。

3点目、災害時に支援が必要な高齢者や障害者などのように要支援者の避難支援対策として災害時要支援登録者個別計画書を作成するためとのことでありますが、自治会ごとに個別説明会をするということですが、その内容について伺います。

政策3、「子ども達の笑顔があふれるまちづくり」について伺います。2点伺います。

乳児家庭全戸訪問事業を実施して児童虐待の発生を未然に防ぐとありますが、詳細にお願いします。

2点目、中学校における新学習指導要領の全面実施を受けて、外国語指導助手（ALT）を1名増員して両中学校に各1名を通年配置し、英語を学ぶ意欲とコミュニケーション能力育成で1年から3年の授業時間とレベルは、について伺います。

政策4、「安心して暮らせるまちづくり」について伺います。2点伺います。

都市基盤の整備で、崩壊が懸念されている東出字平岩の丹生山の急傾斜地崩壊対策の工事予定について伺います。

2点目、高齢者交通安全教室の予定はどのようなになっているか伺います。

政策5、「快適で住みやすいまちづくり」について伺います。2点伺います。

新規で、都市再生整備計画事業の詳細について伺います。

2点目、新規で、神姫バスなど民営乗り合いバスの赤字路線（姫路駅～龍野線、山崎～ダイセル線）について、平成23年度の国、県の制度改正で市町村にも185万円助成を求められていますが、この基準について伺います。

政策6、「美しくすがすがしいまちづくり」について伺います。1点伺います。

公共下水道の接続、水洗化率は約88%であります。水洗化率の向上にどう取り組まれるか説明を求めます。

政策7、「憩い、ふれあいがある心豊かな

まちづくり」について伺います。1点です。

図書館で利用者の利便性の向上を図るため、自宅から図書検索、貸出予約の可能になる図書管理システムの運用を平成25年度から開始するため平成24年度は書籍データの作成とあるが、書籍大量にあるが、内容について伺います。

政策8、「産業の活気あふれるまちづくり」について、2点伺います。

国の事業を有効活用し、町地域農業再生協議会など関係機関と連携を図り、新規就農者、認定農業者の掘り起こしや集落営農組織の育成の具体的内容について伺います。

2点目、ため池決壊による災害を未然に防ぐため、原地区新池余水吐補修工事詳細についてお願いします。

政策9、「自治と連携による力強いまちづくり」について、1点伺います。

庁舎建設の推進で、現在太子町新庁舎建設検討委員会を初め、町民からの意見をいただき、平成25年度の新庁舎建設工事の着手に向かって、国から交付金、地方債を活用して基金から買い戻すとの具体的内容について伺います。

それから、平成24年度の各会計の歳入歳出予算総額について伺います。

一般会計は94億9,812万円、特別会計（6会計）68億9,558万円、企業会計5億9,895万4,000円ということで、予算総額は169億9,265万4,000円であります。

歳入の財源確保ができ、歳出の削減などのほか、昨年より1.6%減になる要因について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えいたします。

まず、第1点目のこころの相談事業でございますが、この件につきましては、町民を対象にさまざまなストレスや悩み等の相談に月1回予約制で保健福祉会館におきまして精神保健福祉士が個別に相談に応じるということでございます。

町民の皆さんが近くで気軽に相談でき、うつ病等心の病気の予防、早期対応に努めていただき、町民の生活習慣改善の場となるよう実施するということでございます。

この精神保健福祉士は、やはり専門職でございますし、一応今のところ特定非営利法人いねいぶるのほうに派遣をお願いするというところで取り組みをしていきたいと、このように考えるところでございます。

続きまして、第2点目でございますが、地域保健推進計画の改定でございますが、健康増進法に基づきまして、町民の健康づくり施策を総合的、計画的に進めるとともに、住民一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるように支援していくため、これまでの計画を見直し、平成25年度より5カ年の計画策定を実施するところでございます。

また、食育推進計画の策定につきましては、食育基本法第18条に基づきまして、町民一人一人が食について改めて意識を高め、健康を増進する健全な食生活を実践するための計画を地域保健推進計画に合わせて策定するものでございます。

次に、子宮頸がんのワクチン接種についてでございますが、子宮頸がん予防ワクチンの接種状況は、1月末時点で中1の方は174名、接種率が88.3%、中学2年生は156人、接種率88.6%、中学3年生は176人、接種率88.9%、高校1年生の方は138人、接種率が86.3%でございます。

接種対象者につきましては、個別に案内文、予診票、注意書、普及パンフレット等を送付いたしておりますが、そうした中、再度広報、ホームページに啓発記事を掲載し、接種の勧奨を行っておるところでございます。また、教育委員会、学校等と協力し、接種についての普及啓発にも努めておるところでございます。

次に、やすらぎタクシーの関係でございますが、この件につきましては、タクシー運賃助成事業の内容といたしまして、在宅生活をしていらっしゃる満70歳以上の単身世帯また

は満70歳以上の高齢者を含む65歳以上で構成する高齢者世帯で自家用自動車を持たない世帯及び在宅生活をしていらっしゃる身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する方を有する世帯で自家用自動車を持たない、または自動車税の減免を受けていらっしゃる世帯を対象といたしております。

内容といたしましては、1枚500円の利用券を高齢者世帯には年間30枚、障害者世帯につきましては年間48枚を交付し、タクシー利用の際に1枚使用できるということでございます。1乗車につきまして500円を助成するものでございます。

本事業を実施することにより、日常生活において通院、買い物等外出することが困難な高齢者や障害を持つ方の外出支援となり、また当該高齢者や障害を持つ方の生きがいきなり、生活支援に寄与できるものと、このように考えております。

続きまして、「誰もが支え合って暮らせるまちづくりについて」、新規で障害児の健やかな育成を図るため、障害児の通所事業やデイサービス事業など必要な支援の詳細ということでございますが、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の4事業を障害児通所支援事業として実施するものでございます。

児童発達支援は、集団療育及び個別療育が必要であると認められる未就学の障害児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援でございます。

療育型児童発達支援は、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療等管理下での支援が必要であると認められる障害児を対象に児童発達支援及び治療を行うものでございます。

放課後等デイサービスは、学校教育法第1条に規定する学校に就学し、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓

練、社会との交流促進に必要な支援を行うものであります。学校と連携・協働しながら支援を行うことが大切であると、このように考えております。

保育所等訪問支援は、省令で定めます保育所、その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められる障害児を対象に、障害児以外の児童との集団生活に適應できるよう専門的な支援を行うものでございます。

次に、災害時要援護者登録者個別計画書の作成のための自治会ごとの説明でございますが、まず災害時要援護者登録について申し上げます。

この登録は、障害者から開始し、順次ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、介護保険要介護認定者のうち要介護者介護3から5の認定者、難病患者のうち災害時支援を受けるために自己の個人情報を提供することに同意された在宅の方について行っており、現在745名の方が登録されてございます。

登録内容は、氏名等の基本情報、緊急連絡先、障害の状態、介護保険認定の有無・程度、避難所への移動手段等に加え、近隣の方で避難時に支援していただける方2名の氏名等でございます。

続きまして、災害時要援護者登録者個別計画書でございますが、登録者全員ではなく、人工呼吸器を使用されたり、人工透析、在宅酸素療法をされている方や障害の程度が重く、ご家族による避難介助が非常に困難な方など、一般の避難所で過ごされることが難しい方などを対象といたしております。現在、46名の個別計画を策定しておるところでございます。

このような中、自治会長、民生委員、民生協力委員、自治会協議員に集まっていたり、自治会内での危険箇所、一時避難場所、登録者一人一人の状況を確認し、個別計画が必要な方を把握し、また登録されていない方で気になる方の登録の勧め方につきましても

確認を行っております。

この自治会の説明会は、現在まで斑鳩、石海地区が終了いたしております、今後太田、龍田地区を24年度中旬までに終了するように予定をいたしてございます。

続きまして、「子ども達の笑顔があふれるまちづくり」についてでございますが、この件につきましては、生後4カ月までの新生児のいるすべての家庭を専門員が訪問し、育児等に関するさまざまな不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行ってまいります。

また、母子の心身の状況や養育環境を把握し、助言を行い、乳児のいる家庭の地域での孤立を防ぎ、また育児不安の軽減や子供虐待の予防に取り組むものでございます。

訪問の結果、より支援が必要であると判断された家庭につきましては、適宜関係者が集まりましてケース会議を開催、保健師や家庭児童相談員等の家庭訪問につなげるほか、適切な支援体制を整えるものでございます。

次に、中学校における新学習指導要領の件でございます。

この新学習指導要領では、国が定める中学校の標準授業時間は、英語では週当たりの授業時間数を各学年で1時間増やしまして、週3時間から週4時間となります。3年間で学ぶ語数も900語から1,200語に増やし、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの4技能をバランスよく育成することを目指しております。

そうしたところで、外国語指導助手、ALTを活用した国際理解教育については、これまでも英語の授業時間とは別の総合的な学習の時間を当てまして、週1時間、西中、東中で前期、後期に分けて、それぞれ半年間行っておるところでございます。

来年度におきましても、総合的な学習の時間を活用し、週1時間、1年間を通して実施いたします。母国語が英語であるという特徴を生かした授業によるさまざまな英語表現の学習機会が増えること、生徒が異なる文化背

景を持つ人と接することによりまして、さまざまな価値観があることに気づいたり、ALTがよい聞き手となることでより豊かなコミュニケーションを学ぶ機会が一層増えることなどから、生徒の英語力についてレベルアップが図れるものと、このように考えております。

次に、都市基盤整備の件で、丹生の件でございますが、この東出字平岩地区の急傾斜地崩壊対策事業計画につきましては、既に地質調査と設計が完了してございます。対策工法を重力式擁壁と吹付法砕工法を決定いたしております。

現在、土地所有者の特定を進めながら着手に向けた準備作業を進めておりますが、工事着手後の工期は約2年から3年ほどかかる予定でございます。

今後は、用地測量や土地所有者との境界立会を行いまして、急傾斜地崩壊危険区域の指定と土地所有者との無償貸借契約を取り交わし、工事着手する予定となっております。

続きまして、高齢者交通安全教室の関係でございますが、高齢者の交通ルールとマナーの意識の向上を図り、自転車及び歩行者の事故防止を図るため、24年度の高齢者交通安全教室の予定は10から12団体を今のところ予定をいたしておるところでございますが、今太子町には49クラブの老人クラブがございます。そうした老人クラブを対象とした交通安全教室を開催いたしたいと、このように考えております。

次に、新規で、都市再生整備事業の詳細についてでございますが、この件につきましては、斑鳩寺を中心としました「歴史拠点」とふるさと文化村を中心としました「文化拠点」、また新庁舎整備による「交流拠点」の連携による「和のまち太子」の都市拠点づくりを目標として、「歴史と和のまち・太子交流拠点地区」と整備地区を定めまして、新庁舎予定地を含む中心市街地におきまして、国土交通省所管の都市再生整備計画の事業を計画いたしておるところでございます。

平成24年度より29年度までの5カ年間で新庁舎予定地では地域交流センター、また交流広場、情報板設置等々周辺を考えており、周辺整備ではコミュニティー歩道や町道拡幅などを予定いたしております。

他に提案事業といたしまして、地区内に情報案内板の設置や公民館の改修などを計画をする予定でございます。

次に、乗り合いバスの関係でのお問い合わせでございますが、路線バス系統のうち、複数市町にまたがり、地域間の幹線機能を担う系統については、国、県が中心となりまして運行補助を行ってきたところでございますが、路線バス維持による受益は市町にも及ぶとの観点から、国、県の補助制度が改正されるに伴い、新たに市町にも運行補助を求められることになったところでございます。

本町が行う運行補助は、国、県と協調して行いますので、補助基準も国、県の基準を準用してございます。

具体的に申しますと、経常収益に対して補助対象の経常費用が上回っている系統について、国庫補助路線では補助対象、経常費用と経常収益の差額の2分の1、県単独補助路線については、当該差額の全額を町が負担します。

なお、町補助金のうち3分の2につきましては県補助金が町に対して支払われますので、町の実質的な負担額は町補助金のうちの3分の1となるものでございます。

続きまして、公共下水への接続、水洗化率等の問いでございますが、平成21年度、22年度で実施いたしました未接続世帯訪問事業による実態調査及びアンケート調査の分析結果をもとに、個別訪問並びに接続依頼文書の発送などを引き続き実施することにより、接続者との間の負担の公平を図るとともに、整備しました下水道施設を最大限に活用し、投下資本の早期回収及び経営健全化に努めてまいりたいと、このように考えております。

いろいろとそれぞれの未接続の世帯にはご事情もございます。そうした中で、しかし

我々は一応早く接続をしていただきたいというところで推進をしていきたいと思えます。

この今現在、24年1月末では80.1%まで若干率は上がってきておるところでございます。

続きまして、図書館のシステム運用の関係のお問いでございますが、平成24年2月末の蔵書冊数でございますが、17万3,450冊でございます。平成24年度は、1階開架室の蔵書を中心に、約11万冊の図書をデータ化していると考えております。

そして、平成25年度は、既に絶版になっている貴重書等書庫の図書のデータ化を職員が行い、後半にシステムの運用を開始する予定でございます。

平成24年2月末までに内容の古くなった図書や汚損、破損により修理できない図書6,766冊を除籍し、除籍図書のリサイクルの実施や幼稚園、学校、児童館への配付により、図書を再利用したところでございます。

今後もさらに蔵書の内容を精査し、科学技術や医学等、内容の古くなった図書の除籍を進め、町民の皆さんに活用していただける図書をデータ化してまいりたいと、このように考えております。

続きまして、国の事業を有効活用し、新規就農者、認定農業者等々の育成の具体内容でございますが、太子町農区長会に依頼いたしまして、現況把握のため、新規就農者や集落営農組織の状況を聞き取りする中から地域の中心となる担い手の一覧表を作成し、太子町、兵庫県龍野農業改良普及センター及びJA兵庫西農業協同組合揖龍東営農センターの三者が連携して、集落の中心となる経営体、個人、法人、集落営農に農地の集積等を図るため、人・農地プランの作成に必要な営農相談会等の啓発活動を一層促進し、重点的に選定した集落におきまして、講習会や研修会を開催して育成を図るものでございます。

次に、ため池災害防止の関係でございますが、原新池は1万9,000立方メートルの貯水能力があるため池でございます。この池も老

朽に伴い、斜樋からの排水機能を担っております導水管等が破損し、周辺に漏水の影響から陥没等の被害を及ぼしていることから、補修工事を実施するものであります。

工事の詳細につきましては、斜樋、導水管が一体化している余水吐1カ所、階段斜樋一式、導水管の内容となっております。

この事業につきましては、県補助の県単独緊急ため池整備事業を活用して実施するものでございます。

続きまして、庁舎建設の関係でございますが、この件につきましては、もう既に一般質問でもお答えいたしました。庁舎単独では建物建築費に係る起債以外の財源手当てはございません。庁舎に地域交流センター機能を併設することによりまして、新庁舎用地の基金からの買い戻し予定額4億8,700万円のうち、地域交流センター部分及び交流広場部分に対しては、国の交付金4,860万円、また起債対象となることによる町債5,480万円、合わせて1億340万円の資金が確保できる見通しでございます。交付金と町債を引きました残りの額3億8,360万円は、土地開発基金の一般財源化で対応するものでございます。

そして、住民に優しい開かれた庁舎としまして、住民が自由に使い、交流ができる地域交流スペースを持つ庁舎の基本計画を進めてまいりましたが、基本的には庁舎建設事業への交付金活用メニューは少なく、太陽光発電や木材利用など部分的なものに限られるために、複合施設化による交付金活用の検討を進めてまいって、先ほど申し上げましたように、新庁舎に併設して地域交流センターを計画、また屋外には一時避難場所にもなります交流広場の計画をいたしております。

24年度には、国土交通省の事業採択を受けた後に両事業の用地費と設計費、また25年度以降には建設費の都市再生整備交付金を取得する計画でございます。そのために、24年度の交付決定後に基金で購入している用地を買い戻し、交付金を取得するものでございます。

地方債につきましては、庁舎建設事業と都市再生整備計画事業の両事業での活用を考えてございます。

最後に、財源的な質問でございますが、平成24年度の各会計の歳入歳出予算総額が前年度より1.6%の減となっている要因につきましては、水道事業会計において資本的支出が前年度と比べて6億5,394万円、53.2%の減となっていることによるものでございます。

その主な内容につきましては、配水施設改良費の工事請負費が6億8,255万2,000円の減でございます。前年度は立岡山北配水池整備工事などが計上されたことによるものでございます。

いずれにいたしましても、予算の編成に当たりましては、歳入を確実に捕捉し、事業の優先度に合わせて必要不可欠な経費を歳出予算に計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 町長より丁寧に説明をいただきました。ありがとうございました。

私も24年度の一般会計の予算委員会に入っておりますので、詳しい説明いただきましたので、これで総括質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐野芳彦） 以上で橋本恭子議員の総括質疑は終わりました。

次に、井村淳子議員。

○井村淳子議員 失礼いたします。公明党井村淳子でございます。

第5次太子町総合計画に沿った平成24年度の町長の施政方針について、通告に従い質問をいたします。

なお、橋本議員と重なるところもありますが、よろしく願いをいたします。

政策1、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」について。

うつ病などの心の病気の早期発見と早期対応を図るため、毎月1回保健福祉会館で専門職員によるこころの相談事業を実施するとありました。

これにつきましては、先ほど橋本議員のほうからの説明にも答えていただいておりますが、月1回、何人ぐらい予約をできるんでしょうか。最大予約人数ですね。それをお答えいただきたいと思います。

それと、現在2カ月に1回、こころのケア相談等とかも実施されておりますが、名称もよく似ていて紛らわしくなりますが、どのようにすみ分けるのかについても伺いをいたします。

2番目、住民の健康寿命の延伸を基本理念とした太子町地域保健推進計画期間が平成24年度で終了するため、また先の5カ年について見直しを行うということでありましたが、この食育推進計画を作成するに当たり、どのような方法でいろんな情報を集められるのか。また、この食育推進計画を作成することによって、町民生活についてどのようなことを発信しようとしているのかについてをお伺いいたします。

3番目、妊娠の届け出をした妊婦に現在母子健康手帳とかマタニティのキーホルダーとともに、妊婦健康診査受診票5,000円掛ける14回分、7万円が交付されておりますが、妊婦が安心して出産を迎えるために妊婦健康診査費用の拡大を助成しと書いてありました。この具体的な拡大の部分についての説明をお伺いいたします。

それと、また厚生労働省は2012年4月から母子健康手帳の様式を改正をされました。この改正内容は、直近の調査に基づいて乳幼児身体発育曲線と身長、体重曲線を改正するほか、胆道閉鎖症など生後1カ月前後に便の色に異常があらわれる先天性疾患を早期に発見できるように新生児の便の色を確認できるカラーカードが手帳に挟まれるようになるようです。この手帳、町でも取り入れられることになっているのでしょうか、あわせて伺いをいたします。

4番目、24年度も女性特有のがん検診において、特定年齢の方に無料クーポン券が引き続き配付をされております。乳がん、子宮頸

がんの無料クーポンの導入により、受診者数の推移、またがん発見率にどのように貢献をしているのかをお伺いいたします。

それと、先ほども子宮頸がん、中学1年生から高校1年生までの女子を対象に受診率はどうかという質問に対しましては、橋本議員から質問にお答えをいただいております。

ただ、1点だけお聞きしたいのは、この検診とワクチンの接種の重要性、中学生、高校生に認識してもらうために、昨年から始まったわけですが、学校教育における啓発という部分ではちょっと昨年も後ろ向きな答弁があったと思います。

この24年度、どういうふうな、1回そういうワクチンの接種事業が始まり、今回24年度においてはさらに保護者の方にしてもそうですけれども、この唯一がんを予防できるワクチンであるということの内容について、なかなか学校でも難しい面があります。まだ任意接種の段階でありますけれども、学校教育においてはどのように取り組まれるのかについても説明を求めたいと思います。

政策2、「誰もが支え合って暮らせるまちづくり」について。

交通機関などを利用して、特に買い物弱者、また交通弱者と言われる方々にとって少しでも喜んでいただけるこのやすらぎタクシーの運賃助成事業が実施されるわけですが、先ほど事業の内容につきましてはお伺いをいたしました。

ここに、私のほうでは対象人数とか、あと申請方法等、具体的な説明をさらに求めたいと思います。

それと、2番目。町では地震とか風水害などの災害が起きた際、家族以外の手助けの必要な災害時要援護者として、今さっきも答弁ありました、現在の登録者は745人ということでありました。昨年にも福祉のほうでもいろいろと調査をさせていただきまして、この自治会への災害時要援護者の情報の提供について、個人情報保護令との関係で情報の共有

を図り、地域で支え合う体制づくりが課題ということでありましたが、この共有化という部分について、どのように検討をされたのでしょうか。

私は、この災害時要援護登録者個別計画書、これは昨年の上に立って行われるものでありましたが、今の説明では全然新しい、そういう人工呼吸とか透析とかされている46名の方々に対しての個別計画書ということでありましたので、この新しい事業の部分については理解をいたしましたが、昨年も緊急雇用対策事業として個人ごとに支援計画等を作成されておりますし、現在今まで登録されているこの745名の方の情報の共有化ですね。それについて、どのような検討をされたのかについてをお答えいただきたいと思います。

政策3、「子ども達の笑顔があふれるまちづくり」について。

保育サービスの充実として、就労形態やスタイルの変化に伴い、仕事と子育てが両立できる環境づくりが求められておりますが、22年度、23年度の施政方針の中で、保育園の閉園時間までに迎えが間に合わない保育時間の延長を求める声に対して、1時間延長し19時まで保育ができるよう実現していきたいとのことでありましたが、2年間検討されて今年は特に町長の施政方針の中では触れられてはいなかったんですけれども、どういう結果になったのかについてをお伺いをしたいと思います。

2番目、昨年に引き続き、別室少人数指導員が各中学校に配置をされます。24年度は1名増員し、それぞれ西中、東中とも2人ずつ体制になるんですけれども、別室で対応する生徒が増えてきているのでしょうか。また、問題発生時とはどんなことを指すのでしょうか。

政策4、「安心して暮らせるまちづくり」について。

小学校・中学校では平成22年度から、幼稚園は23年度から登録制により携帯メールを利用した防犯情報や学校園の情報を伝達する学

校メールの配信事業について、幼稚園4園、小学校4校、中学校2校の現時点の登録の状況の説明を求めます。

政策5、「快適で住みやすいまちづくり」につきまして。

先ほどもこの民営乗り合いバスの運行補助事業、ざっくりとその積算根拠のようなものはお聞きしたんですけれども、ちょっともう少し詳しくお聞きしたいんですけれども、この太子町に対して今回185万円の補助事業ということで出されるわけですが、路線がいろいろこの太子町から龍野、山崎とずっと道がつながって行く路線バスなどにつきましては、市町またがるわけですが、太子町以外のたつの市、宍粟市の負担割合とかもちなみにわかりましたらお願いをいたします。姫路市もそうですけれども、そういう路線が交差しているところについての負担率についてをお願いしたいと思います。

それから、政策6、「美しくすがすがしいまちづくり」について。

地球環境に優しい取り組みとして、廃てんぷら油の回収事業を推進とあります。取り組んでいるところとないところがあって、昨年とさほど進んでいるようには思えません。

昨年、町主導で全自治会で取り組むことが必要だと考えます。矢田部におきましても、いまだ実施をされていないわけですが、直近の実施状況についてお伺いをいたします。

また、二酸化炭素の排出の抑制のためにレジ袋無料配布中止の協定事業所の進捗状況についてもお伺いをしたいと思います。

政策7、「憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり」について。

図書館において、利用者の利便性の向上を図るため、自宅からの図書検索、貸出予約などが可能となる図書管理システムの運用を平成25年度から開始するというので、先ほども橋本議員からの答弁で大体わかったんですけれども、今現在大分除籍がされてきております。これからも毎年の購入に合わせてそう

いう除籍をしなければならない本、またリサイクルを行わなければならない本、数々ずうっと出てくるわけですが、昨年は図書リサイクルにも私も行かせていただきました。

その中で、かなり古い1990年代の本がたくさん出ておまして、先ほども町長言われたけども、技術革新とか医療の進歩、またITの進歩などによって、本当にリサイクルに出されていてもどうしようもないというか、もう20年ぐらい前の本をリサイクルに出されてても、もうあとは捨てるしかないん違うかっていう、もうはなから捨てるような本がたくさん出てたようにも私感じました。

その点について、今後リサイクル等を行われるのもいいわけですが、きれいな本とか内容が不変のものについてはそうしていただいたらいいと思いますが、いま一度1990年代で本当にもう要らない本を処分する、もう思い切って処分するという方法も必要になるのではないかなと考えております。

それと、この図書検索システムが25年秋から実施されるということですが、住民にとっての最大のメリットっていうのは何になるのでしょうか。

例えば、借りれる冊数が増えるとか、借りれる日数が増えるとか、そういう具体的なものがあれば教えていただきたいと思います。

それと、政策8、「産業の活気あふれるまちづくり」について。

地産地消対策として、直売所の固定化、学校給食センターへの安定した納入を進めるとありますが、詳細を求めます。

政策9、「自治と連携による力強いまちづくり」について。

住民の政策形成過程への参加を推進、周知に努めるため、まちづくりの集いなどさまざまな手法がとられておりますが、パブリックコメント、各種審議会委員の公募、町民提案箱の実績をお伺いいたします。

また、住民からいただいた意見は、政策形成に反映されてきているのでしょうか。それ

についても伺いをいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 順次お答えいたします。

まず、一番初めのこころの健康相談事業でございますが、町民を対象にさまざまなストレスの悩みの相談に月1回予約制で会館で実施いたします。

先ほど橋本議員の質問にも答弁いたしましたが、この事業は毎月1回、そして1名につき1時間、それで1日大体3名というところで考えてございます。

内容的には、さっきの議員さんの答弁と重複いたしますので省かせていただきますが、この事業での対応スタッフにつきましては精神保健福祉士、一方また違いでございますが、こころのケア相談につきましては兵庫県の精神障害者の相談員、これは保健師でございまして、若干そこで違うところがございます。

お互いにそうしたところ連携を取り合いながら必要に応じて次への窓口へとつなげていきたいと、このように考えております。

続きまして、保健推進計画の改定についてでございますが、この健康増進法に基づいて町民の健康づくり施策を総合的、計画的に進めるとともに、町民一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援をさせていただきます。これまでの計画を見直しまして、平成25年度より5カ年の計画策定を実施いたします。

また、食育推進計画の策定につきましては、食育基本法18条に基づき、町民一人一人が食について改めて意識を高め、健康を増進する健全な食生活を実施するための計画を地域保健推進計画に合わせて策定していきたいというふうに考えてございます。

次に、妊婦の健康診査の関係ですが、妊婦健康診査受診票として7万円、5,000円掛ける14回を交付しておりますが、24年度より1回目の受診時に通常の妊婦健康診査費用

5,000円に子宮がん検診分3,500円を上乗せして8,500円とするものでございます。

よって、現行の7万円を7万3,500円として受診費用を助成いたしまして、経済的な負担を軽減しようとするものでございます。また、あわせて子宮頸がんの早期発見にも努めるつもりでございます。

母子健康手帳につきましては、平成23年12月28日に母子保健法施行規則の一部が改正され、その内容につきましては、先ほど議員もご指摘いただきましたが、乳幼児身体発育曲線、また身長体重曲線の改訂と新たに便色カードの作成及び自由記載欄の拡充等でございます。

本町におきましても、24年4月1日以降に交付いたします母子健康手帳にそうした今回の改正内容を反映させまして、皆さん方が記入しやすいような手帳に改訂していきたいと、このように考えております。

次に、がんの検診等々に、また無料クーポンの件でございますが、この21年度より無料クーポンが導入されてございますが、22年度の無料クーポン利用率は子宮頸がんが25.9%、乳がんが24%、23年度は1月末現在で子宮頸がんが19.4%、乳がんが23.4%となっております。利用率は2割程度となっております。

無料クーポン券利用を含めた総受診者は、子宮頸がん検診については、20年度で303人、21年度で678人、22年度で636名、23年度1月末現在で633人となっております。乳がん検診につきましては、20年度321人、21年度737人、22年度516人、23年度1月末現在で563人となっております。

がん発見率につきましては、子宮頸がんは、20年度1人、21年度なし、22年度もなし、23年度も今現在ではございません。次に、乳がんは、20年度が2人、21年度6人、22年度2人、23年度1月末現在では今のところございません。

がん検診の目的につきましては、ご承知のとおり、早期発見、早期治療でございます。

クーポン事業含め、これまでに検診を受けたことがない方に対し意識の改革をするための啓発に努めてまいりたいと、このように思います。

また、子宮頸がん予防ワクチンの接種状況につきましては、中1は174人、接種率が88.3%、中2は156人、率にして88.6%、中3は176人、接種率88.9%、高1は138人、接種率86.3%でございます。

子宮頸がんやワクチンの効果などを知ってもらうために武木田産婦人科の院長様による講演を2月に開催し、60名の方が受講されました。

先ほどご指摘のように、今後も教育委員会、各校に子宮頸がん予防やワクチン接種について情報を提供し、学校現場での普及啓発に努めてまいりたいということを言うておりますが、どのようにと言いますと、やはり学校の先生方をお願いし、また特に保健担当の先生を中心にして、そうした教育に努めてまいりたいと、このように思います。

次に、やすらぎタクシーの関係でございますが、内容につきましては、先ほど前議員の質問でお答えいたしました、対象人数についてのお問いでございます。

対象人数は、今のところ高齢者世帯で500世帯、障害者世帯で70世帯を今のところ見込んでおるところでございます。

申請方法等につきましては、申請書を担当窓口に提出していただくこととなりますが、提出者は本人以外の方でも受け付けをしたいと、このように思います。

また、制度の周知につきましては、広報やホームページ等に掲載することに加えて、民生児童委員の皆さん方に対象と思われる方に個別に声をかけていただくような協力をお願いしたいと、このように考えております。

続きまして、災害時の要援護支援の登録の関係でございますが、登録者は死亡、また施設入所等々で増加、減少し、現在745名というところで、若干減っております。

このもとになります災害時の要援護者登録でございますが、17年度より障害者から開始し、順次ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、介護保険要介護認定者のうちの要介護3から5の認定者、難病患者のうち災害時支援を受けるための個人情報を提供することに同意された方等々でございます。

この登録についてでございますが、個人情報保護法等の関係で、ある程度の地区割りがございますが、やはり本人の同意があるときに該当しますので、できるだけご本人に十分説明をして登録をしていきたいと、このように考えてございます。そうした中で、情報の共有化ができるのではないかと。これは我々が勝手にといいますか、個人情報保護法を無視することはできませんので、お互いそこは協力し合いながら、できるだけ漏れのないように皆さん方の登録推進を図っていきたいと、このように考えております。

それから、続きまして、保育時間の延長の関係でございますが、私も22年、23年の2年間の検討の結果ということは十分に承知いたしております。やはりいろいろな職員の事務の体制の確立、またその配置等々でいま一歩踏み込めていないというのが現状でございます。

保護者の皆さん方のそうした保育延長の需要は高まっているというのは、もう十二分に承知いたしております。そうした中で、早く実施に向けてやっていきたいと、このように思うところでございますが、やはり再度延長保育に係るニーズ調査等々を実施し、できれば25年度の実施計画等々に掲げておりましたように、試験的に延長保育等々も考えさせていただきたいと、このように考えます。十二分に精査し、できるだけ実施に向けた取り組みをしていきたいと、このように思います。

続きまして、子供の別室の指導等々の関係でございますが、登校しても学級に入れず授業を受けることが困難な生徒がいつも安心して自分の思いで、スタイルで学習できるよう

別室にて指導員を配置し、教科の教員と連携をとりながら対応できる体制を整えておるところでございますが、この指導員は別室指導だけではなく、特別支援学級、また他の学校での支援を必要とするさまざまな生徒に対しまして、担当教員の指導補助にもかかわっておるところでございます。

本年度は、西中学校で5名、東中学校では10名程度の生徒が指導を受けてございます。その生徒に対し、西中学校2名、東中学校1名の指導員を配置いたしております。東中学校につきましては、来年度は太田小学校より支援を要する児童が入学してくる予定でございますので、1名増員を考えてございます。

次に、携帯メールの関係でございますが、平成24年2月現在、小学校4校における登録率につきましては91.8%で、2学期当初の86.1%より5.7ポイント、昨年3月の登録率74.6%からは17.2ポイント上昇してございます。また、中学校2校における登録率は77.2%で、2学期当初72.0%より5.2ポイント、昨年3月59.7%よりも17.5ポイントの上昇となっております。

幼稚園は、今年度よりシステムの運用を開始いたしました。幼稚園4園における登録率は81.1%で、2学期当初の69.3%より11.8ポイントの上昇となっております。登録率、徐々ではございますが、アップしておるところでございます。

ちなみに、学校別とおっしゃったんですかね。小学校、龍田小で97.5、斑鳩小で97.8、太田小で99.1、石海小で75.3となっております。中学校では、西中が72.9、東中で81.2。幼稚園につきましては、龍田幼稚園が88.5、斑鳩幼稚園が95.7、太田幼稚園で86.9、石海が58.5でございます。

次に、乗り合いバスの補助の関係でございますが、先ほど橋本議員の質問でもお答えさせていただいております。

路線バスの維持による受益は市町にも及ぶという観点からの制度改正でございまして、これは負担しなければ仕方ないというところ

でございますが、算出の方法がなかなか、基準額を出してくるのが難しゅうございますので、それぞれのまたがっている分野はそれぞれの町を走ってます距離数で、それによって応分の負担が発生してくるというところでございます。

これ、姫路駅～龍野線と、また山崎～ダイセル線、この内容についても若干また算出の方式が違ってきておりますんで、ちょっとここで説明するのが難しい、複雑になってしまいうんではないかなという思いでございます。

もし、何でございましたら大変失礼ですが、担当のほうで再度詳細について必要であれば回答させていただきたいなと、このように思いますので、よろしくお願いします。

次に、環境に優しい取り組みでございますが、廃てんぷら油の回収につきましては、21年度から婦人会を中心に取り組みを始めたところでございますが、その後この事業を全自治会へお願い、また紹介を行ってございます。全町での取り組みをお願いいたしておるところでございますが、21年度が16自治会、22年度が32自治会、それで23年度1月末現在で38自治会等々となっております。

今後もそうしたCO<sub>2</sub>の削減、ごみの減量化を目指して、自治会の協力が得られるように啓発を進めていきたいと、このように考えます。

ごみの減量につきましては、二酸化炭素削減の取り組みとして、太子町におけるレジ袋削減の推進に関する協定に基づきまして、6店舗による廃止、そして削減に取り組んでおります。平成23年は、2店舗に協力をお願いいたしておるところでございます。

今後もレジ袋の削減の取り組みといたしまして、多くの事業所の皆さんに協力をお願いし、また啓発等にも努めていきたいなと、このように考えております。

次に、「憩い、ふれあいがあるまちづくり」についてでございますが、私先ほどちょっと橋本議員のお問いの中で蔵書冊数が「17万3,450」と申し上げてるんじゃないか

なと思うんですが、ちょっと訂正を、この場をおかりしてお願いしたいと思います。17万3,323、「17万3,323冊」でございます。

1階の書庫を中心にしてやらせていただく、24年度10月ごろから臨時職員等々の対応でデータ化を進めてまいりたいと、そして25年度、このシステムの運用を開始していきたいと、このように思います。

議員おっしゃってございましたように、今リサイクルに出している本が本当にもうすぐに廃棄したほうがいいのではないかなという質問もございましたんですが、案外不思議なことに、その古書に興味がある方も中にはございますんで、できるだけ早期にそうしたものは廃棄に努めていきたいと思いますが、一応お声がけをして対応をさせていただきたいと、このように思います。

そして、そのデータ化によりまして、貸出日数とか冊数の関係でございますが、私今考えておりますのは、そのデータ化した中でそうしたことが可能であるかどうか、そこら十分職員と担当のほうとも現況をわかってできるならばそういうことも考えることもやぶさかではないと、このように思っておりますが、今のところ明確にこれは答弁できるところではございません。よろしく願いいたします。

それから次に、地産地消の関係、産業の関係でございますが、直売所の固定化、また学校給食センターへの安定した納入、地産地消との担い役としての活動を今いただいております太子夕市。

この太子夕市の名称も、この24年4月以降、太子ふれあい市に変更する。変わってくるといことでございます。今、朝等々もやられておりますんで、余り夕市がなじまないのではないかとこのところ、4月からふれあい市に変更されるといことでございます。

やはり多くの皆さんの安全・安心の農産物を町民の皆さんが提供いただけるようになることが、やはり私も重要であるというふうに

は考えております。「広報たいし」、またホームページ等々での会員募集、それから県普及センターの農業研修機会等で知る場カリッジの受講生、卒業生などへの勧奨等を実施いたしまして、会員さんの確保、また会の活性化にも努めて、直売所の固定化、またセンターへの安定した納入を考えていきたいと、このように考えます。

案外、受講される方は年々興味を持たれ、また食べもんが安全・安心という意味で、自分でつくって自分で食べられるという方も増えて、人数的には増えてきておるのが現状でございます。こうしたいろいろな場を通じて増やしていきたいなというところでございます。

次に、政策形成への参画を推進、またその中でパブリックコメント、各種審議会等の公募等々のお問いでございますが、パブリックコメント、また各種審議会委員の公募、町民提案箱の実績についてでございますが、パブリックコメントは平成22年度は案件がございませんでした。平成23年度は2月末現在で終了しました。案件1件で、寄せられた意見はございません。各種審議会委員の公募につきましては、8審議会で2名ずつ、計16名を募集いたしましたところ、応募者は7名でございました。町民提案箱に寄せられたご意見でございますが、平成22年度は10件、平成23年度は2月末現在で6件でございます。

そうした町民の皆さんからいただきました意見につきましては、各所属や審議会内で十分協議等を行いまして、政策に生かしていきたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 何点かちょっとお尋ねをしたいことがあります。

政策1のうつ病の関係のこころの相談事業ですけれども、これ名前がよく似ている相談がいろいろ開設されてはいるわけですね。行政サイドでは、こころのケア相談は保健師がするとか、こころの相談事業は精神保健福祉

士がするとかということとはわかると思います。

しかし、住民サイドから見ると、3月の広報におきましても、こころのケア相談、心配ごと相談、さまざまな相談事が設定されており、そのネーミングからしてよくわかる相談のところもあるんですけども、最近やっぱり心の心のつてというような表現の仕方が県においても国においても増えてきてるわけですけども、町におきましても、住民の立場からしてどのような相談をどの窓口を持っていったいいかよくわからない。それは、私自身も広報とか見てましても正直感じるところでございます。

今回、こころの相談事業ということでされるわけですけども、またどういう相談事を受けるのかということについての住民に対しての説明がよくわかるような広報の仕方等も考えていただきたいですし、相談の福祉何でも相談みたいな窓口一括、そういうようなところも備えていただいていたらいいかないかなと思うんですけども、私ここにどのようにすみ分けるのかということでお聞きしているわけですけども、その周知の仕方が心のケア、心の相談、いろいろ同じような名前が続きましてわかりにくいので、もう少しネーミングがわかりやすいようなものを、またどこか福祉の相談窓口として1カ所で受けていただいて、あと振り分けていけるような窓口もお考えになられたらいいかなと思います。

それと、政策3の保育サービスの充実ということで、保育時間の延長を求める声で19時まで保育ができるようにということで、ここ私毎年聞いてるんです。22年度も23年度も職員の定員管理の問題とかいろいろあるということで、なかなか実現ができなかったということでお聞きしておりました。

今回、施政方針の中で出ておりませんでしたので再度お伺いしたんですけども、今町長からのニーズ調査を行いというような話が今さら出てきたんですけども、やっぱりこういうのは最初にニーズ調査してこそ実現してい

けるような施策でありますから、この施策は町長の思いとこれを実行していく職員の意識が全然違っていたのかなということを今さらながら感じているわけです。

ほかの箇所でも町長のこの長の思いと職員の思いが下にまでおりていないなというところも多々見られますので、今回この保育時間の延長につきましては、今年24年度ニーズ調査を行って、第5次太子町の総合計画の実施計画にあるように25年からは実施していきたいということでありましたので、とりあえず納得はいたしました、そのようにまた進めていただきたいと思います。

それと、小・中学校の、幼・小・中のメールの関係ですけども、昨年と比べてかなり登録率が増えてきたなって思っております。

この中で、私は幼稚園に孫がいるんですけども、登録をしてもこの6月ぐらいから今までの間に1回だけメールがありました。たしか台風の関係でのメールだったんですけども、自分自身も登録をしていることさえ忘れる。配信がないからですね。町からいただく不審者情報とか、時々総務の関係でしたかな、載っております、福祉の関係でしたっけ、不審者情報とかが載っておりますが、そういう不審者情報もタイムリーに入ってこなかったり、時間がずれたりする場合も昨年度は多かったのではないかなと思います。

やっぱり加入率をかなり上げていただいたんですけども、スピード感ある発信を心がけていただきたいのと、あと発信内容、月に1回ぐらいは確認メールというんですか。例えば、受信するほうがメールの番号を変えていたりしたら、もう再度登録するのを忘れることもあるわけですから、そういう途中に1度お知らせメールみたいなものをしていただかないというふうに私自身が感じたわけですけども、さらに受信者の意識を常に向けておいて、いざいざときにはどういう対応していいかなあかんかということ、それは受信者サイドになるわけですけども、まだまだ100%まではいってないですが、この運用の仕方につい

ても再度ご検討していただきたいなと考えるところであります。

それと、最後の政策8のところでは地産地消の対策ということで、今回政策の3のところでも学校給食を通じた食育の推進、食育の向上と地産地消を一層推進するということも述べられておりますし、この政策8の場面におきましても、給食センターへの安定した納入を進めていくとありました。

私は、もっと具体的な政策ですね、福祉常任委員会でもご提言をさせていただきましたが、地産の食材の納入を依頼することができる体制とか、また組織を農業施策全体として確立させることが必要であるということで、福祉ではご提言もさせていただきました。

この地産地消の関係では、給食センターの野菜の年間使用量、約9万5,000キログラムのうち太子町で夕市から仕入れられているのは20品目、9,964キログラムにしかになっておりませんでした。量をもっと増やしていただきたいという思いもあるんですけども、ここによく出てくる地産地消対策として安定した納入を進めるという云々がよく出てきますので、さらに踏み込んだ政策が必要なんではないかなというふうに考えます。

そここのところの答弁をもう一度お願いをしたいのと、太子の夕市がふれあい市に名前が変更されるということで、今まで毎日開催されていなかったですけれども、定期的に旧サンパークの前で毎日開催されるのかにつきましてもお伺いをしたいと思います。

以上、何点か再質問ですけども、よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えいたします。

この1番目の心の健康相談の関係での名称でございますね。

この件につきまして、おっしゃるとおり、中身がどうなんだろうなと、それぞれの町民の皆さんがどちらに該当するんだろうなというのが難しいなという思いが私もいたします。

いずれにいたしましても、保健福祉会館、さわやか健康課では総合窓口的なもので対応しておりますので、窓口へ行っていただくとか、またこういう相談であるということ申し出ていただければ、それは割り振りはどちらのほうに該当するかというのは可能でございますが、しかしいろいろほかの関連施策との関係で名称がぽつと変えられるものかどうか、そこら一度十分考えながら対応をさせていただきたいなと、このように思います。

それから、保育時間の関係でございますが、私も頭が痛いところでございます。現場での対応、これがご承知のとおり、例が悪いかわかりませんが、ちょっと失言をさせていただきますと、学童保育ですね、あの関係もどんどんどんどん増えたというのが現状でございますので、そこら本当にきっちと精査ができるかという福祉施策とかでは難しい面がございますので、再度のこの調査ということで今申し上げましたんですが、私も十分にこれは理解いたしておりますので、できるだけ早い対応ができないかどうか、できるかどうか。また、今総合こども園ですかね、それとの関係も含めて、私は考えていかなければいけない問題であるなというふうに認識いたしておりますので、またいい回答ができるように努力をさせていただきたいと、このように思います。

それから、メールの関係でございますが、先ほど申し上げましたように、このメールっていうのは便利な反面、ひとつ間違えば水害のメール配信の件も同じでございますが、後から後手後手、後手になってしまったようなこともございます。

しかし、できるだけ早い時点でのメール配信、それも私特に必要なのは、幼稚園等々で逆に保護者の皆さんに大きな動揺を与えるというようなことは避けたいなという思いもいたしますが、しかし必要なことは、この意味がございませんので、そうしたところでは対応を考えさせていただきたいと。

また、確認メールですね。そうしたものは

本当におっしゃるように、今1カ月に1回、でなくしてもですね、加入してるのを忘れてしまったということではちょっといかなもんかと思しますので、そうした運用の検討は再度させていただきたいと、このように思います。

それから、地産地消の関係でございますが、この件ももう以前から若干難しい面があるというお答えをいたしておりますが、太子町で今ふれあい市を開催いたしていただいておりますが、本当に常時安定的な供給といたしますか、そうしたものが太子町のこの営農の中で可能であるかという、そこに若干クエスションを持つ。

先ほど給食センターへの納入ということもおっしゃっていただいております、また実施にもつなげておりますが、量が安定的に納入できるかという難しいところで、需要と供給のバランス、そうしたものも考え、できるだけそうしたことを考え合わせながらお互いにスケールに合うような取り組みをしたいなと、このように思っております。

野菜の出荷量、今議員ご指摘のように、平成20年度が6,823キログラム、そして21年度8,900、22年度9,900ということで、若干は増えつつはございますんですが、もう常時というのは逆に難しいのではないかなと、ふれあい市の皆さんとも話す機会がございますが、今以上に大幅に広げるといのは難しい問題であろうと、このように考えております。

会員さんも大体20名までの会員さんで運営されておりますので、そこらまたどうしたらいいかというようなことは考え、お互い話し合いをさせていただきたいと、このように思うところでございますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

以上です。

**○井村淳子議員** 毎日開かれるんかどうか、ふれあい市。

**○町長（首藤正弘）** 申しわけございません。

これは、やっぱりちょっと難しいらしいです、はい。商品といいますか、品物の関係等々もございますので、今のところは毎日というところまではいかないというふうにお聞きいたしております。

**○議長（佐野芳彦）** 井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 今再答弁にも答えていただきまして、難しい面とかもあろうかと思いますが、また努力していただきたいと思います。

本当に言うまでもなく、町長のこの施政方針はこの24年度に執行される事業の羅針盤となるものであります。町職員全員が理解をされ、また町長初め職員が一体となってこの住民生活を守るために一層の努力をお願いしたいことを願ひまして、総括質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

**○議長（佐野芳彦）** 以上で井村淳子議員の総括質疑は終わりました。

この際暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時49分）

（再開 午後0時59分）

**○議長（佐野芳彦）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き総括質疑を続行します。

次、平田孝義議員。

**○平田孝義議員** こんにちは。7番日本共産党の平田です。通告に従ひまして質疑をさせていただきます。

まず、本議会当初、首藤町長が施政方針で述べられている施策内容は当然のことであり、本日の時点で予算化等の必要なことについて、その姿勢と施策等を問います。

また、施政方針の末尾で述べられましたこれまで以上に住民、議会、行政が一体となった和のまちの実現に向け、「活きるまち」、「誇れるまち」、「つながるまち」、「安心のまち」の基本理念のもと、全力を傾け、注ぐとしていることについて、これに基づく施策、取り組む姿勢等について質問させていただきます。

まず、1 番より、質疑でございます。

「安心して暮らせるまちづくり」について。

町長は日本の政治が大きく変わろうとする状況の中で、町財政を取り巻く環境、少子・高齢化社会の急速な進行、それに伴う地方行財政構造改革の変化と社会保障費増加など、直面する課題が多い中、自主、自立に向けた足腰の強いまちづくりが求められているという方針を述べられております。

また、予算編成に当たり、的確な歳入確保、歳出の徹底的な削減を行うと言われる中で、財源と地方債など活用し、住民のニーズを踏まえた事業の優先順位を決定して、その時代の流れを受けとめつつ、必要な施政の展開の中で新庁舎建設をまず最初に挙げられておりますが、行政の重要な施策は、またそれに伴う一番の本当の施策は何か問いたいのであります。

そこで、次に、災害時一時避難所等の確保について、また災害時支援が必要な高齢者、障害者に対する避難支援対策に対してであります。

昨年、東日本大震災、また台風による強風、豪雨などにより河川のはんらん、がけ崩れなどにより災害が発生し、多くの方々が犠牲になられております。

そこで、太子町において、これからの災害に見舞われたとき、災害時の一時避難所など学校の体育館、公民館など公共の施設が避難場所となっておりますが、災害時に支援が必要な高齢者や障害者など、今避難支援対策擁護についての計画で災害時障害者個別計画書を作成するという、このことに対し、自治会ごとに個別説明会を目指しておりますということを言っておられます。

そこで、どこまで進んでいるのか、このパーセンテージがあれば、また教えていただきたい。それに対する、またお年寄りの反響はどうか、これも知りたいわけでございます。

次に、保育、医療の充実について。

介護保険、国民健康保険に対する問題点を問います。

まず、介護保険より問います。

第5期介護保険事業計画が平成24年度からスタートし、地域包括支援による地域の連携体制を強化し、認知症サポーター養成などを取り組み、今回自動車を持たない高齢者、障害者世帯に対し、交通機関など利用が困難な人たちにタクシー運賃助成制度として実施されるということを先ほど橋本議員なり、また井村議員のほうでお話ございました。

そういう中で、対象者、助成内容、利用方法などは説明がございました。そういうところで、申請手続を私は知りたいわけでございます。

また、今回の第5期介護保険料値上げについて大幅な上昇が見込まれることから、介護保険財政安定基金の取り崩しについて、昨年の10月に厚生労働省資料によりまして、当局の介護保険準備基金の残高は1億2,617万7,704円ですが、今回これらの基金の取り崩しを幾らされたのか、これも聞きたいのであります。

次に、国民健康保険についてでございます。

国民健康保険について、定率国庫負担金が34%から32%に削減され、都道府県調整交付金が7%、都道府県調整交付金が9%に拡充されております。17年の三位一体改革でこれから問われる都道府県のこの国民健康保険に対する問題はどうかということで、そのまた都道府県の手腕が問われるときでもございます。

果たして、今の考えで私たち太子町が広域化に見合う保険料設定ができるのか。また、医学が進み、人生80年生かさず殺さずの医療のあり方、生活習慣病、またそれに伴うライフスタイルの変化とか、そういう生活の違いなどにより、成人病の増加が大変な時代を迎えることだと思います。

今後の太子町の国民健康保険運営には、どのようなことを本音として考えておられる

か、これも聞きたいわけでございます。

次に、医療充実の中に特定健診、健康診断など促進を図るための施策を問います。

特定健診等の実施計画が平成24年度で最終日を迎えるとうたっております。平成25年から5カ年の次期実施計画の策定に取り組み、三大疾病の一つであるがんなど早期発見による治療が重要で肝炎ウイルス検診、小児用肺炎球菌ワクチンなどの子供たち、大人に至るまで、多種多様の感染予防の充実と健康に関し、特定健診、健康診断などに努力をされております。

国民健康保健法の中で、保健事業第82条について、保険者は特定健診審査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、健康教育、健康相談、健康診査、その他の被保険者の健康の保持増進のため、必要な事業を行うよう努められないといけないということがうたわれております。その他、健康の保持増進など、有効な実施を図るために必要な指針を公表するとなっておりますが、健康教育、相談、審査、健診などの中で、特に私が聞きたいのは、教育相談などに対して、本当に町民に対し、どのようにされているのか、これを聞いておきたいと思います。

③の子供たちの笑顔があふれるまち、お年寄りが生きがいを感じるまち、子育て支援対策、それに伴う、また介護施設について、まず子育てについて問います。

少子・高齢化の急速な進行と個人の価値観やライフスタイルの多様化などに伴い、家族や地域力の低下が問題視されている中で、子育ての不安、育児相談など充実させる取り組み、子育て支援施設などによる子供の健全育成に努め、見守り体制の強化を図るということも言っておられます。

そういった中で、仕事と子育てが両立でき、利用しやすい環境づくりの検討を引き続き進めるとありますが、仕事と子供が両立でき、利用しやすい環境づくりのそれに伴うこと、また具体的にどうされるのかお聞きをいたします。

それと、お年寄りが生きがいを感じるまちについて、高齢化社会に対応し、自主的な健康づくり、毎月1回の保健福祉会館にて相談実施など、住民の健康、寿命の延伸、基本理念などを持たれ、子供や高齢者の人たちとスポーツレクリエーションなど充実を図っておりますが、今後子供たちとお年寄りの人たちが同時に過ごせる施設など、考えはないかということでもあります。これもお聞きしたいと思います。

子供の医療費中学3年まで完全無料化について、子供の医療費の助成であります。中学校3年までの児童生徒にかかわる入院、医療費の全額と通院医療費の一部を引き続き助成しております。町長は、施策方針をそのように述べられておりますが、今後完全無料化実施に向けて考えていただきたいということをもう一度お願いをいたします。

次に、④の学校教育の充実について、体験・自然学習の活用は子供の環境教育の必要な問題であります。体験的学習の推進においては、子供たちが心身ともに調和のとれた健全な成長を図る上において大事な学習と考えております。

小学校において、自然学習推進事業や体験型環境学習を引き続き実施をしますとのことですが、時期的にいつごろ、何を何年生の子供たちが行うのか、それと中学校の子供たちが何を重点として行っているのか、それも聞きたいのであります。

児童生徒が安全で安心な学習環境の確立について、石海小学校、太田小学校の耐震補強工事、太子東中学校の生徒増加による校舎増築工事などを実施し、教育環境の向上を図り、安全なおかつ安心の学習環境を確保するなど施政方針で述べられておりましたが、太田小学校について、35人学級の対象学年が上がり、大変な状況下で教育を受けております。

一番に心配することは、教育も無論ではありますが、火災など災害が発生したらどう対応されるのか、この件をお聞きしたいのと、

子供たちとともに消防訓練などをやられているのか、これもお聞きしたいと思います。

次に、5の産業商業の活性化と農業に明るいまちづくりについてでございます。

地場産業拡大に伴う遊休農地の活用施策として、支援対策についてであります。

農業者の高齢化による問題等、消費、流通の価値の低下などにより、遊休農地の増加、農業者の高齢化による問題等、それに対する集積有効な農地の活用方法などを話し合いにより定めた中で、農地プラン、地域農業マスタープランを作成する集落に支援を行いますと言われております。

さらに、国の事業を有効に活用し、町地域農業再生協議会などの関係機関と連携を図り、新規就農者、認定農業者の掘り起こし、それに対する育成を推進すると述べられておりますが、どのような施策か、24年度、今年だけ限定した推進計画なのか、仕事のない若者の人たちにも参加ができるのかお聞きしたいのであります。

次に、住宅リフォーム・小規模工事等助成制度によるまちの活性化についてでございます。

厳しい社会環境の中、緊急雇用対策として地元太子の工業事業主の人たちに経営改善普及事業及び地域振興事業に対する支援として、小規模工事助成制度など経済効果が確実に生まれるリフォーム助成制度、住民のための政策を考えていただきたい。このことも聞いておきます。

商工会、観光協会における商工振興、商工資源の発掘について、先ほど同様、積極的に地域の実情を把握し、商業の推進役として太子町の経済を活性化するため、町内の商店や営業者の意欲を向上させることにあり、それとともに太子町内に消費者を呼び込んで、太子町の活性化を目指すことが必要であると考えますが、どうなのか。

それと、太子町観光協会と連携を図り、太子町の豊かな観光資源を広く情報を発信をし、本町の有効な観光資源などとあります

が、太子あすかふるさとまつり以外に何かございますか。何を考え、どのようにこれから図られるのか、これもお聞きしたいと思います。

自然エネルギーへの転換について問います。

東日本大震災による大津波による福島第一原発により、放射能による甚大な被害をもたらし、今もさまざま世論の中、原発ゼロに対し、ほとんどの原発が休止をしております。

そこで、当局として、今後公共施設に対し、自然エネルギーを採用するのかお聞きしたいのと、太子吉福地内の山陽電車株式会社所有の土地、約2万6,000平方メートルの中に2万から2万4,000平方メートルの京セラ株式会社のメガソーラー設置の計画が進んでいるということ、平成24年7月着工、平成25年1月稼働予定であるというこの情報、関東のほうから情報を得ております。当局に連絡があったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

また、本町独自で住宅用太陽光発電導入支援策は考えておられるのか、これについて、これもお聞きしたいと思います。

自治と連携による力強いまちづくりで自治基本条例を制定し、住民参加、議会による取り組み、住民参加の安心なまち、つながりのあるまちについて、同時に質疑させていただきます。

今議会において、太子町一般会計予算及び特別会計及び諸議案の審議など、町政運営にかかわる基本的な方針に対し、住民の代表として重大な責任を持って質疑をしているわけでございます。行政の執行、施策案に対する議決は、住民に対し責任説明と行政をチェックする責務のもとに議会に臨んでおります。当局の提案が決して決まってしまうと、反対であろうが賛成であろうが別として、私たち議員の責任でもあります。だからこそ、いつでも同じことを質問もし、新庁舎建設に対し、何度も必要以上に問いただしているわけでございます。

そこで、一、二点聞きたいことがございます。

一般質問等などにおいてもよく言われております。執行権は私たちにあるんだとよく言われておりますが、町長はどのようにこの件に関しておられますか。これも聞きたいと思います。

新庁舎建設に対し、これまでにいろいろな当局との行き違い、考えの違いなどあり、それに対することにより、お互いが不愉快な思いをされることはたびたびあり、事実でもあります。

自治基本条例について、政策形成過程の重要部分に効果的な住民参加が行われる自治基本条例、またそれに伴う議会条例等など、制定されるとしたら、町長はどのようにお考えか、この件も聞きたいと思います。

また、2の美しくすがすがしいまち、安心・安全・安定の水の供給と吉福浄水場を高度浄水処理施設として整備するという施策について問います。

太子町水道ビジョンの設定に向け、パブリックコメントなどによる町民の皆さんの意見を幅広くお聞きしながらビジョンの作成を進めるとありますが、どのように、方法は、窓口は、意見集約後それに対する問題など、我々議員のほうにも報告をしていただくのがありますか、それもお聞きします。

今現在、吉福、沖代、老原を可動して給水率90%で県の管が太田に来ており、給水より10%県の水を、1日に140トンですか、この水を買っておられます。この件についても、ちょっと説明をいただきたいと思います。

吉福浄水場を高度浄水処理施設として整備すると政策6、政策1で挙げられている24年、25年、26年度の実施計画内容から外されているが、その理由をお聞きしたい。

老原浄水所費更新事業で膜モジュール検査制御計装点検に年間7,229万円も投入をされております。これに対しても、どのようなことをされているのか、これも聞きたいと思います。

以上で私の質疑をお願いをいたします。どうか寛大な説明をお願いをいたします。

○議長（佐野芳彦） ちょっと平田議員、通告の内容からさらに具体的な細部にわたって質疑なされておりますので、当局にしたらどこまで準備しているか。この場で答えられるものは答えていただきますけども、この場で答えられない部分もあるかと思えますけども、その点については宿題的になるかと思えますので、よろしくお願いします。

○平田孝義議員 はい、わかりました。

○議長（佐野芳彦） 当局、町長。

○町長（首藤正弘） お答えいたします。

まず、第1点目の「安心して暮らせるまちづくり」の関係でございますが、町民の皆様がみずからの生命、身体または財産に対して被害を受ける不安を覚えることなく、「安心して暮らせるまちづくり」の実現を図るためには、やはり防災対策、防犯対策、また交通安全対策等、それぞれの対策がございますが、いずれも重要な問題であると、このように認識いたしております。

町民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりにつなげるように、町民一人一人が危機管理意識を高めていただき、また地域住民相互の連携の強化などを図りながら活力ある地域社会づくりを推進していくつもりでございます。

そして、一時避難所等の確保についてでございますが、一時避難場所は基本的に地震などによる火災の延焼から一時的に身を守る広い場所となっておりますが、火災に限らず、水害の際にも避難所へ避難する前の集合場所や避難秩序の維持のために必要とされており、町では7カ所を指定してございます。

しかしながら、一時避難所が遠方であったり、避難所のほうが近いというようなところ、その地域によりまして状況が異なっていると、このように思います。そうした中、自主防災組織で独自に自治会の公民館、また公園を一時避難所として取り決めていらっしゃる地域もございます。

また、災害が発生するおそれがある場合などに安全を確保したり、住居が罹災、被災するなど避難生活を余儀なくされ、仮設住宅への入居までの生活場所として23カ所の公共施設を避難場所として指定しているところでございます。

そうした中で、23年度では青山ゴルフクラブの施設を避難所などとして協定を締結いたしました。また、避難所としてホテルサンシャイン青山、サンシャインガーデンプラザなどと協定を締結いたしておるところでございます。そうした中で、東日本大震災では避難所が不足する自治体がございましたが、被災時にも自宅で生活する場合や自治会の公民館の活用も考えられ、町民全員が避難することは太子町では考えられないのではないかというところで、現在のところは避難所は足りているというふうに認識いたしております。

次に、高齢者、障害者の件でございますが、この質問に対しましても、橋本議員等にも先ほど答弁したところでございます。

いずれにいたしましても、この登録、また登録者の個別計画書等を順次作成いたしておるところでございます。これからそういったところ、質の高い計画書の作成に向けて取り組みをさせていただきたいと。やはり個人情報保護法の関係もございますので、その中でそうした情報が漏れないといえますか、外に出ないように慎重に取り扱っていききたいと、このように考えます。

次に、介護保険、国民健康保険に対する問題でございますが、まず介護保険に係る問題点といたしましては、この制度がスタートして以降、毎年度給付費が増大している中で、今後10年を見通したときに世代単位で最も人口が多い団塊の世代が65歳となるなど、かつて経験したことのない超高齢化社会の到来が確実となっております。

高齢化が急速に進むことに伴う要介護認定者数、受給者数の増加が介護給付費の増大に反映することによりまして、最終的に保険料

の負担増、国や地方自治体の負担増につながるようになってこようと思います。

高齢化の進行とともに、今後とも拡大し続ける介護保険の財政をだれがどのように負担するか、そういうことについての検討を進め、方向性を決めておかねばならない問題だと認識いたしておるところでございます。

次に、国民健康保険に係る問題点といたしましては、まず1点目といたしまして、少子・高齢化の進展等により、被保険者の方の年齢構成が高く、また医療費水準が高いという問題点が上げられます。

2点目といたしましては、被保険者の方の所得水準が低く、それに伴う保険料負担が重くのしかかっており、また収納率も低下するなど、国保の財政基盤の弱さが問題点として掲げられておるところでございます。

この2つの問題点は、国民皆保険制度の基盤となる制度といたしまして、国民健康保険制度が発足して以来の構造的な課題であり、また国においても保険財政の広域化、都道府県化を目指す以外に根本的な解決方法が見当たらないのが現状でございます。

いずれにいたしましても、介護保険制度、国民健康保険制度ともに現在議論されております税と社会保障の一体改革などの中で今後とも国の施策として検討、審議され、解決に導かれることを期待いたしておるところでございます。

次に、特定健診、健康診断など促進の件でございますが、平成24年度は特定健診及びがん検診の受診率向上に取り組むため、40歳から74歳の国民健康保険被保険者に対し、新たに7月末時点での健診未申込者に対し健診申し込みはがきを送付し、11月に実施いたします集団健診の受診勧奨を行い、それに伴い、11月の健診の日程を1日増加いたしまして、3日間で実施していく予定にしております。

23年度に引き続き被保険者の特定健診の個人負担金を無料といたし、節目年齢40歳、45歳、50歳、55歳、60、65、70歳に該当しま

す被保険者に対し、受診勧奨の個別通知を行い、40歳から74歳の過去健診受診者で健診未申込者に対し、電話による受診勧奨を実施していくというところでございます。

また、乳がん、子宮がん、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診につきましては、節目年齢40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、肝炎ウイルス検診については65歳、70歳を加えまして、該当する町民に対し、無料クーポン券を配付いたし、受診促進を図るとともに、健康管理意識を高める、健康講座の開催など、特定健診及びがん検診の必要性や利用に関する周知、またご案内に努めていきたいと、このように考えております。

次に、子育て支援対策、介護施策についてでございますが、家庭における子育てを支援するための施策として、子育て学習センターと児童館を運営いたしてございます。

子育て学習センターは、子供の育成、親の子育て意欲の向上を図る施設として毎年親子約200組を1年を通して活動し、情操をはぐくんでおるところでございます。また、家庭児童相談員を配置し、子育ての悩みや不安の解消を図るため、相談事業も行っております。

児童館は、児童に健全な遊びを通して健康を増進し、情操を豊かに育成するための施設でございます。当施設の利用者は、0歳児から中学生、父母、祖父母と多世代及び年間の利用者は約2万人でございます。子育てに携わる多くの町民の方が各種の行事に参加され、親子等の触れ合いを通し、子育ての悩み、不安の解消に役立っておるところでございます。

こうした事業や取り組みがやがて「子ども達の笑顔があふれるまちづくり」につながっていくものと大いに期待して取り組んでおるところでございます。

また、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯が増加している状況の中で、高齢者にとって生き生きと充実した暮らしができるよう、もし介護が必要な状態になっても、みずからの意

思に基づき自立した生活を送ることができ、住みなれた地域で生活が続けられるように、また家族にとって介護の負担を軽減する体制がとれるよう、町老人福祉計画及び介護保険事業計画により各種事業を展開する所存でございます。

「子ども達の笑顔があふれるまちづくり」の中で、子ども医療費中学3年まで完全無料化についてでございますが、総務省が集計しました平成23年3月末現在の年齢別人口では、本町は総数に占める0歳から14歳までの子供の数の割合が17.02%と県下市町でも最も高く、また高齢化率は非常に低い、若い町でございます。

安心して子供をはぐくむことができる環境づくりのため、医療・福祉の充実に取り組んでおりますが、医療費の助成につきましては、一般質問でもお答えいたしておりますように、厳しい財政状況の中、可能な限り持続でき、また幅広い年齢に対する支援が最重要と考えております。

そのため、精神的、経済的にも負担の大きい入院医療費の無料化は、既に実施いたしておりますが、通院医療費につきましては、県の制度よりも対象年齢や内容を上乘せし、現在の本町の財政状況から可能な限りの助成に取り組んでおるところでございます。

受益と負担の関係にも配慮しつつ、引き続き本町財政の動向を見きわめながら可能な限り現行制度の見直しを検討してまいりたいと、このように考えるところでございます。

次に、自然学校等々の関係でございますが、学習の場を教室から山や川、田や畑など豊かな自然の中や地域に移し、子供たちが自然や命あるものと触れ合い、身近な生活の中で気づきや発見をはぐくむきっかけといたしまして、小学3年生では校外体験活動の環境体験事業を、小学校5年生では集団宿泊活動の自然学校事業を実施しております。また、中学2年生では、地域における社会体験活動のトライやる・ウィーク事業を実施いたしておるところでございます。

それぞれの発達の段階を踏まえ、これらの学習体験、自然学習は、本物に出会い感動する体験やきずなに気づき感謝する体験などにより、自然や環境を大切にする価値観を身につけたり、環境に関する科学的な理解を深めるなど、子供たちみずからが学び、考え、会得する基礎を培うものであると考えているところでございます。

次に、学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場であることから、安全性、防災性、防犯性を備えた安心感のある施設環境を確保することが重要であると、このように考えております。

特に、地震発生時におきましては、児童・生徒の人命を守るとともに、被災後の教育活動の早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど十分な耐震性能を持たせることが重要であるため、計画的に耐震補強工事や改築工事を実施してまいりました。

平成23年度末の小・中学校施設の耐震化は86.2%であります。平成24年度に実施いたします太田小学校北館校舎の補強、そして石海小学校西棟及び北校舎の補強工事をもって、小・中学校施設の耐震化率を100%いたします。

今後とも児童・生徒の健康と安全を十分に確保する学習環境に努めてまいりたいと、このように思います。

地場産業拡大についてでございますが、現在太子町の地場産業といたしまして認定しておりますのは、そうめんとマッチでございますが、地場産業のうち、そうめんの原料でございます小麦の栽培面積を増やすことも必要であると考えます。

この小麦の栽培でございますが、今昨今、日本でもパン食等とも進んでおる中で、小麦の需要が大幅に減っているというようなところで、こうした小麦の栽培面積、栽培を促進していく必要があると、このように考えます。

農家等々とも連携を図り、遊休農地の解消

策として取り組むと同時に、支援施策としての農家戸別所得補償制度において、戦略作物助成の対象作物として位置づけられております小麦の作付拡大に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、地場産業拡大に伴う遊休農地の活用方策と支援でございますが、農業者戸別所得補償制度、また戦略作物助成等々がございします。そうしたものの普及に取り組んでいきたいと、このように考えます。

それから、ほか、価値型の農産物の開発支援と若人の農業開拓に対する行政の支援というところでございますが、龍野農業改良普及センターとJA兵庫西、町の三者により協議を行い、地域の意見を聞きながら地域に適した作物を検討していきます。

また、農業開拓に対する行政の支援でございますが、平成24年度より国の新規就農者の事業といたしまして、新規就農総合支援事業や農の雇用事業が始まります。これから農業を始める人や農業に興味を持っている人を対象に龍野農業改良普及センター主催による講習会や情報提供に努めていきたいと、このように考えております。

次に、住宅リフォーム等々のご質問でございますが、このリフォームの助成制度は、住宅のリフォームを行った場合に経費の一部を自治体が助成することにより住宅の改善を容易にするとともに、中小零細事業者の振興を図るものでございます。

本町の場合には、住宅リフォームについて、耐震化促進することにより地域経済の活性化に資するものと考えておりますので、より取り組みやすい木造住宅の耐震化に対する助成制度や住宅改修リフォーム助成などを重点的に進めておるところでございます。

続きまして、小規模工事等契約希望者登録制度は、町が発注する小規模工事や小修繕のうち、少額で簡易なものについて受注を希望する方を登録し、町内の小規模業者が直接工事を受注できるようするものでございます。

基本的には、発注先の選定に当たっては、公共工事である限り、軽微な工事であっても品質確保や履行の確実性が担保されるべきであると、また受注者の経営能力や施工能力等の評価をする必要があると考えております。したがって、現行の入札参加登録の参加資格の登録制度の中で、地元中小事業者の公共事業への参入の機会は十分に確保されており、活性化にも少なからず寄与しているものと、このように考えております。

次に、商工会、観光協会等のご質問でございます。

太子町商工会における商工振興についてでございますが、商工会の基本事業である経営改善事業といたしまして、3名の経営指導員と2名の補助員が地域企業への巡回訪問による金融、税務、経理、経営等の相談指導等を強化し、平成22年度では2,251回の指導を実施いたしております。また、経営講習や中小企業共済、労働保険等の業務を積極的に実施しながら、中小企業の振興と地域経済の振興に取り組んでおります。

町内の店舗が一堂に集まり、買い物ができ、好評をいただいております太子町マーケットは、規模を拡大して平成24年度も実施する予定といたしております。

また、太子町観光協会における観光資源の発掘についてでございますが、斑鳩寺を初めとする全国に誇ることのできる歴史的資源に加え、近年人気を集めております特産品を活用した地域グルメを地元商店や学校等と連携して開発、販売することで、太子町の魅力を発信したいと考えております。

平成23年度におきましては、特産品開発のための委員会を立ち上げ、特産品イチジクを活用した地域グルメの開発に取り組み、新しいイチジクを使った和菓子や洋菓子を開発いただきました。

今年度につきましては、地元商店等にアドバイスや働きかけを行い、観光資源として町内外に地域グルメを広めていきたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーへの転換についてでございますが、国においては昨年の福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、これまでの化石燃料や原子力に加え、太陽光、バイオマス発電、地熱発電、小水力発電などに代用される再生可能エネルギーを基幹エネルギーとして扱うこととし、平成24年7月には電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が施行され、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートいたしました。

太子町におきましても、既に龍田小学校、斑鳩小学校に太陽光発電設備を設置するなど取り組みを進めておりますが、さらなる再生可能エネルギーの利用拡大に向け、公共施設の新設等の際には新エネルギーの導入を検討するとともに、再生可能エネルギー事業者の取り組みにつきましても支援していきたいと考えております。

また、今国会に提出されております再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案等の動向を見きわめ、再生可能エネルギーのための耕作放棄地や森林等の有効活用方法等も必要に応じて検討したいと思っております。

先ほど、議員おっしゃいました京セラの関係でございますが、まだ今後説明等を受けながら考えていきたいと、このように思います。

次に、住民基本条例の制定等々でございます。

ご承知のように、自治基本条例とは、当該自治体における自治の基本原則を定めようとするものでございます。住民と行政の情報の共有や参画と協働の推進、役割分担などが規定されてございます。

情報共有や参画と協働は、今後のまちづくりにおいて重要なことであり、本町においても広報紙やホームページの充実、まちづくりの集いの開催、パブリックコメントの実施など、参画と協働の推進に努めてきたところでございます。まずは、これらの取り組みをさらに推し進め、参画と協働、情報共有をより

実効あるものにするのが先決であり、太子町独自の参画と協働のあり方が醸成されたときに私は自治基本条例の検討のときだと、このように考えております。

また、議会においてのお尋ねでございますが、町といたしましては、地方自治法等に基づき議案提出等を行っております。議会が主体となつて行う取り組みにつきましては、議員各位の協議でご検討いただければと、このように考えております。

次に、住民参加の安心のまち、つながるまちについてでございます。

現在、各自治会におきまして、自主防災組織やまちづくり防犯グループ等を結成していただき、防災活動や防犯活動等に地域一体となつて取り組んでいただいております。

ただ、自治会によって取り組みに差がありますので、住民一人一人の防災や防犯等の意識の高揚、地域住民相互のさらなる連携強化を図り、安心・安全なまちづくりを推進していきたいと、このように考えます。

次に、安全・安心、安定の水の供給でございますが、太子町水道事業の現状と将来見通しを分析、評価した上で目指すべき水道事業の将来像を描き、その実現のための方策等を示し、それをもとに改善、改革するための取り組みを計画的に実行するため、使用者のニーズに対応した信頼性の高い持続可能な水道事業経営の指針となります太子町地域水道ビジョンを23年度、24年度にかけて策定し、安全・安心、安定した水道事業経営を目指してまいります。

吉福浄水場の高度浄水処理施設に関するお問い合わせでございますが、当該浄水場では、現在計画的に実施しております指標菌検査においてクリプトスポリジウムが検出されておりましたが、将来に備え、引き続き高度処理対策の処理方法を研究し、計画熟度が達した段階において導入を検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 私の質問が悪かったのか、わからないところがあったんですけど、少しお聞きしたいことありますので、何点かお聞きしたいと思います。

えっと、時間何ほありますか。

○議長（佐野芳彦） 19分。

○平田孝義議員 え。

○議長（佐野芳彦） 19分。

○平田孝義議員 それでは、一、二点お伺いいたします。

私は、最初に言いました「安心して暮らせるまちづくり」という中で、行政の最重要な施策というのは何かということで私はお聞きしております。

そういった中で、私は順番では命と暮らしが優先であると考えております。町長も施策方針について、まずそういったことで子供たちのこととか町民の皆さんだれもが安心して暮らすことができる、こういったまちづくりをつくると、目指しておられるということも言われております。

ただ、どうしても庁舎建設が優先順位の中で、一番に何か上げられているような気がいたしまして、そういう中で私はきょうの総括質疑に立たさせていただいておるわけなのでございます。

そういった中で、どうかそういったことも踏まえながら太子町のこれからの行く末を考えていただきたいと思います。

それと、高齢者の方々の、またそれに対する障害者の今後のまあ言うたら何かがあったときの避難。これに対し、私が言うのは、その場所とかなんとかっていうのはみんな理解はされていると思うんです、一部の住民の皆さんは。

ただ、その中で何が大事かというのは、そういった細やかな点でどういう組織の形でどういうふうにしてだれがどのようにそういった方々を避難さすのかというような具体的なことも必要じゃないかなと思います。いつも防災とか、それに対する備えは町の広報とか机上だけの処理で今までやっておられたよう

に私は見受けられております。

そういった中で、今後災害に対する啓蒙活動、それを強化して、どうしてもそういうことに力を入れ、自治会とかそういう人たちに理解を入れて確立していく。これをどうしても行政としてはやっていただきたいなと思います。

それと、国民健康保険とか介護問題、これから本当に大変な時代を迎えることと思います。そういった中で、介護に関する介護料とか、また国民健康保険料とか、本当に大変な負担がのしかけられているというのが今の現状の町民の姿であります。

そういった中で、行政としてはこれからそういったことにも力を入れていただき、地域の近隣の自治体とも負けないぐらい太子町は今度立派な庁舎を建てるんですから、そういうことにも全力を挙げて、よそに負けないそういった施策を立てていただきたいなと思います。

それと、特定健診とか健康診断であります。

これは、当然国民健康保険法で決められております。これは健康保険事業第82条ですね。こういったことで決められておる中で、どうしてもこれやらなくてはいけない。そういった中で、町民の健康増進を図るためにも、どうか全力を挙げて、そして国の予算、また県の予算を有効に使い、ほいでこういうことに皆さんが健康である、それに対する備え、そういうことを健康診断とか、この町民の皆さんにどうしてもやっていただく比率を上げて、健康診断をして、自分の病気を事前でとめるといったことも町としてはこれから頑張ってやっていただきたいと思います。

それと、子供の笑顔、お年寄りの人たちの生きがい、これ最近神戸あたりで保育と介護施設が一体となったハイブリッドデイサービスというものがございます。私も一度見てまいりました。

これは、保育施設と介護が同時に、またこの日本核家族化の進む中で、子供とお年寄り

が接する機会が減っている中で、日本の古きよき大家族をテーマにした施設でございします。いつも子供と過ごせる家ということで、神戸ではやられております。これは、実を言うと私の友達がやっております。

そういったことで、デイサービスは身体的機能を維持すること、また保育所は子供を預けるだけのところということを世間的な常識を踏まえ、それを逆転した発想から行っておるわけで、それに伴い、お年寄りの心身の健康を守る、まずそれに子供たちのしつけや教育も同時にできるというメリットがございします。そういった中で、このような施策もこれから太子町としてはぜひ考えていただきたい、それに対するまた支援をしていただきたい。そのように思います。

時間ありますか。

○議長（佐野芳彦） 12分です。

○平田孝義議員 あと12分。

○議長（佐野芳彦） はい。

○平田孝義議員 それと、先ほど中学3年までの医療費の無料化、これを私は常々お願いをしているわけですが、もう少し予算を取れば何とかなることじゃないかなと私は思うわけですが。

先ほどから町長のお話を聞いておりましたら、財政的に苦しいんやと、できないということ、これからも考えるというようなことを私は今年の5月からずっと聞いてきております。そういった中で、ぜひ子供たちのためにやっていただきたい。こうすることが太子の財産と私は思っております。どうかお願いをしておきます。

それと、また児童生徒が安全で安心な学習環境を確立についてでございます。

子供たちにとっては、本当に一番大切なことであります。教師の方々も大変だと思ひます。子供たちがゆとりのある教室で授業を受ける。それによって教育力も高まるのじゃないかなと思うわけですが。

今、太子町の太田地区では、宅地開発が急速に進んでおります。そういった中で、これ

から児童数もかなり増えるのではないかなという心配もしております。

そういった中から、責任上、現実をよく見開いて、こういったことにも極力力を注ぐのは、行政の仕事だと私は思っております。今後、これに関して、どうかそういった処理法、またそれに対する施策などを考えることも必要であると思っておりますので、どうかこの件に対してもよく考えていただきたいなと思います。

それと、地場産業拡大に伴う遊休農地の活用実施と先ほど言われておる中で、当局は小麦の栽培とか、それによってそうめんの生産に従事する、こういった政策を立てるんだということを言われておりました。確かにこれはいいことだなと私は思います。そういう中で、支援対策として他府県に通用する付加価値のある、これが私は大事じゃないかなと思うわけであります。農産物の開発支援を太子町の行政がやれば、必ずこれは実現するはずであります。

今現在、イチジクとかイチゴ、また四季の花、またそばなど、そういったこの太子町に見合った、また気象条件に見合った可能な産物がございます。そういった中で、また太子町のみそ、これもかなり名前がちらほら出てきております。姫路あたりの太子みそと言ったらわかってくれる方もございます。

そういった中で、原料である大豆、これは我々が必ずやらなくてはいけないことだと思います。そういった支援などを考え、農地開発による若い人たちの力をかりて、そしてこのような、また夢のある施策を行政としては立てていっていただきたいなと私は思います。

それと、商工会の観光協会とか、それに対する件でございます。

町民生活の質、またそれに対する向上、安心して暮らせるまちづくり、それに働く人たち、そういったいわゆる若い人たちが離れない、若者を離さない、なくさない、こういった商工会初め、企業家、業者、地域住民及び

自治体が手を取り合って自立的な地域経済基盤を施策することも大切だと思います。

太子の文化の薫るまちづくり、よくこれ使われております。商工会、観光協会は、町との、また県からの予算を有効に使い、そして営業上のプレーヤーとして大企業、量販店ではできない、中小商工会、また商店主さんの役割などをきちっと指導する必要性があることを私は思います。そういったことを行政のほうから、またそれなりに要請する必要もあるのではないかと思います。

なくなったらお客さんが困る、本当にこの店がなかったら私ら困るんやと、そういったような人と人との出会いを大切にする振興に努めていただきたい、このように私は提言しておきます。

最後に、自然エネルギーへ転換についてでございます。

町長は、所信表明でも時代の流れを受けとめつつ、真に必要な躍動する町としてだれもが安心して暮らすことができるためにもエネルギー転換は必要であると言っておられます。全国的に、自然エネルギー参入による需要拡大に向けた取り組みが活発に行われておる全国の自治体でございます。

そういったことを当太子町においても、今後のただ単に施設なんかにつけるだけでなく、経済的産業の道としてそういったことも検討しながら、また国への要望を実施し、金融機関への働きかけなどを推進して、この事業に全力を挙げてやっていただきたいと強く要望いたします。

そういったことで、最後に新庁舎問題だけにとらわれることなく、防災、エネルギー、税制、社会保障を考えた子育て、保育、雇用、産業、教育、環境など、そういった予算を有効に活用していただくということを最後にして終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で平田孝義議員の総括質疑は終わりました。

次に、服部千秋議員。

○服部千秋議員 皆様お疲れの様子でございます。

ますので、私のほうはここに書いてある部分、当局も議員のほうも持っておりますので、早口でこの部分読ませていただきます。

私、今回ソフト的な面でどういうふうに、ソフトでない部分もあるんですけども、私が聞いている趣旨はソフト的にどういうふうに考えておられるかということをお答えいただきたいと思っております。ほかの総括質疑とできるだけ重ならないように考えてみたつもりでございます。

では、総括質疑を行います。

以下について町長の考え方を問います。

1、文化と触れ合いあふれる太子町の創造について。ぜひ文化と触れ合いあふれる太子町に創造していただきたいと思ひまして聞いております。

①行事に町民をどう引きつけ、参加者を増やすか。また、町外からどのように人を引きつけるか。

②スポーツ指導者の育成状況はどのように進んでいるか。平成22年度以降、新年度に至る育成状況は、新年度新たに教室開設はあるか、指導者は今後さらに開拓できるか。あるいはなかなか難しいか。

③同様に、文化指導者についてはどうか。

④家族のきずな、地域のつながりの構築をどう進めるか。

⑤町内既存のNPOをどう育てるか。新たにNPOをどう育てるか。行政とのパートナーシップをどう推進するか。

2、活力ある地域工業推進について。

①企業誘致の取り組みは。新年度には具体的に何か働きかけとか動きを行われるか、行われないか。

3、活力ある産業振興について。

①農業振興について。どのような振興策とられるか。農業活性化はどの程度までできると考えておられるか。

②商業振興について。どのような振興策とられるか。産業活性化はどの程度までできると考えるか。

③鳥獣害対策について。鳥獣害対策をどう行うか。シカ肉を近隣市町と共同で利用する方法は考えられるか。カラス対策は非常に難しいが、本当に有効な対策はとれるか。

4、魅力ある学校園づくりの創造について。

私、この教育について、何度も何度も聞かせていただいておりますけれども、親や家族の期待がこのことについて非常に高いというふうに思っております。町民の方と町内回っていると、そういうことをよく言われますので、あえて嫌われ役を承知でこのことについて何度も何度も申し上げておりますので、この点よろしくお願ひしたいと思います。

①教師の指導力育成をどう進めるか。

②教師の立場や学校の体面でなく、児童・生徒や保護者目線で学校園運営する管理職をいかに育てるか。

③幼稚園教育要領、小・中学校の新学習指導要領改訂に伴う本町学校園運営について、改訂により本町学校園でどのように取り組みを行うか。

改訂の内容でなく、これに基づいてどのようにしていこうと考えておられるかをお尋ねをいたします。

④幼・小、小・中の連携は、小・中連携のさらなる進め方は、幼・小連携はどう行うか、行わないか。

以前、私一般質問でこの小・中の一貫連携について問うたことがございます。そのときは、教育長からは町内小学校・中学校離れているので、それは考えないということでありましたが、実際昨年秋ぐらいから教育長のほうから各学校にも連絡、教育長も各学校で話をされ、連携が少しずつ進められております。そのことは私も把握しております。

この小中一貫の、小・中連携の先進の地方公共団体がやられているようなことに近いようなことを少しずつ進められている状況のようにお見受けし、このことについては評価しておりますけれども、幼・小連携についてはどう行うか、行わないかについても小・中と

同様お答えください。

⑤預かり保育や子育て支援は新たに行うか、行わないか。

5、参画と協働について。

①参画と協働の推進について。

参画と協働の実態を一般質問で問いましたが、現在その内容は限られている状況にあります。今後、どのように真の、本当の意味での参画と協働を深めていくか、町民への働きをどのように行っていくかについてのお考えをお願いいたします。

6、広域化について。

①消防の広域化を今回出されていますが、本当にデメリットはないか、可能性として想定できるデメリットにはどのようなことが挙げられるか。

可能性ということで聞いておりますので、私が議案のときに質問しましたように、現在例えば3分幾らかで救急車が来ているものが、もしかすればもっと時間がかかってくることも場合によってはあるというような可能性の、どういう可能性があるかについてお答えをいただきたいと思います。

②これから広域化において、既存のもの以外に考えられるようなものはあるか、ないか。

7、庁舎建設とそれに伴う財政について。将来民生費の増加が見込まれていますが、一般質問で回答のあった1億円ほどの町債で本当に足りるか、これ以外に出費はないか、町債返済終了時までの民生費の伸びを幾らくらいに試算しておられるか。

毎年でなくても結構ですので、5年ごとの伸びぐらいの説明で結構でございます。民生費の伸びに町が耐え得るかどうか、具体的にお答えをいただきたいと思います。

8、水道事業について。ユーロ債の運用の状況については健全に進んでいるか。あと何年ほどで終わりそうと考えておられるか。

9、前処理事業について。既存の処理施設は今後何年間耐え得ると考えるか。

建物自体でなく、中の設備とかは耐用年数

が超えているわけでありますので、今後、これまで壊れたときには希釈して流すことも可能だというような答弁は本席でも過去あったわけでございますけれども、実際に耐えれなくなったときに向けての対応は進めておられるのか。あるいは希釈が可能であるという答えをされただけで、実際にどういうふうにするということの着手はまだされていないのかについてお尋ねいたします。

10、生活困窮者への対応について。

①生活困窮者は増加しているか。

本町の状況の具体的数字をお答えいただきたいと思います。

②今後メンタル面も含めた細かな対応が重要であります。

この②は質問というよりも、よろしく対応をお願いしたいという、私も最近も相談を受けたわけでございますが、いろいろ聞いていますと、本当に大変といえますか、言葉が適切かどうかわかりませんが、本当に気の毒だなと、何とかしてあげられないかなと思うんですが、なかなか実際問題本当に大変であります。ですので、メンタル面も含めて、生活困窮者への対応をよろしくをお願いしたいということを最後に書かせていただいております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） この際暫時休憩します。

再開は2時40分。

（休憩 午後2時25分）

（再開 午後2時38分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を続行します。

当局、答弁をお願いします。

町長。

○町長（首藤正弘） お答えいたします。

まず、1点目の行事関係に町民をどう位置づけるかというところでございますが、やっぱりこの行事関係につきましては、参加者を増やすために、今あすかまつり、また成人式等々は企画の段階から町民の皆さんに参加し

ていただき、住民ニーズに対応した行事内容にするよう努めておるところでございます。

また、終了後におきましても、反省会等々を開催し、反省点、問題点を検証いたしまして、次年度につながるように、その行事内容を検討いたしております。

町外の方法、周知等でございますが、ホームページの新着情報に掲載するなど、わかりやすい形で行政情報を提供していかなければいけないなというところでございます。

こうした行事関係につきましては、皆さんにそして興味を持っていただけるように、またそこへ参画して、よかったなというような事業に結びつけていきたいなど、このように考えるところでございます。

次、スポーツ指導者の育成状況でございますが、体育館及び陸上競技場で実施しております教室並びに各校区のスポーツ少年団等の指導者、それぞれの競技種目、また地域において活躍されておりますが、指導を行う力、兵庫県体育協会や各競技団体で実施しております指導者講習会に積極的に参加するなど、熱心な指導と研さんに努めております。

また、平成22年度から設置いたしましたスポーツ指導者バンクには現在7種目、19人の指導者が登録され、新たに開設しました器械体操、太極拳、また3B体操のスポーツ教室の指導をしていただきました。その結果、参加者層が小学校低学年から高齢者までと拡大し、修了生によるサークルが誕生し、自立した活動を行うなど、スポーツの普及に一定の成果を上げたところでございます。

新年度は、既存の教室を一部残しまして、3B体操を幼児の親子を対象とした親子3B体操に移行しまして、参加者層のさらなる拡大を図りたいというふうに考えております。

また、指導者の育成には時間や労力が多くかかりますので、今後は外部からの招聘も視野に入れつつ、町内の指導者の育成に努めていきたいと、このように考えます。

次に、文化指導者の育成、新たな教室の開設等についてでございます。

平成22年度は7講座、23年度は3講座開設いたしました。24年度については、5つの講座を新規に開設する予定でございます。

指導者は少しずつではございますが、増えております。今後も新規の指導者の開拓に努力していく予定でございます。

次に、家族のきずな、地域のつながりの構築という点でございますが、現在各自治会におきまして、芸能発表会や三世代交流事業を初めとしたさまざまな地域コミュニティ活動を展開されております。

町におきましても、自治会が地域住民の連携と協調のもと、明るい地域づくりが図れるよう、自治会活動助成金を交付し、自治会活動が展開しやすい環境づくりに努めております。

今後におきましても、これらの活動支援を行い、地域コミュニティの活性化を図るとともに、住民一人一人の意識の普及に努め、地域のつながりの構築等を推進してまいりたいと思います。

次に、NPOの関係でございますが、NPOと行政との協働関係を進めるためには、NPOがその活動理念や社会的役割において、企業や行政と異なる価値や機能を持つことを理解し、公益性や非営利性などの独自性を生かせるように過剰な関与や安易な支援の関係に陥ることなく、対等な協働関係を実現することが重要と考えてございます。

本町では、サツマイモオーナー事業をNPOと協働で取り組んでおりますが、今後におきましても、各課で実施する事業へのNPOの活用が可能かの検討等を行うなど、それぞれのNPOと行政の目的が合致して初めて協働によるまちづくりが推進できると、このように考えております。

次に、企業誘致の取り組みでございますが、もう議員ご承知のとおり、本町の企業誘致と申しますと、工業団地等用地がございません。そうした中での取り組みでございます。新規工場の固定資産税に対する不均一課税及び立地促進奨励金制度を設けてございま

すが、これらの優遇措置策を活用いたしまして、引き続き企業誘致を行いたいと、このように思います。

工場立地の相談等があった際には、なかなか難しい問題でございますが、各部局が横断的に企業立地に係る諸問題の相談に応じられる体制をつくり、適切に対応してまいりたいと、このように思います。

現在のところも旧家電メーカーの跡地の新規事業には、不定期ではございますが、年に何回かは本社のほうへ要望等には足を運んでいっておるという現状でございます。

次に、農業振興についての振興策、農業の活性化という点でございますが、農業振興につきましましては、本年度から本格実施された農業者戸別所得補償制度を有効活用し、農業改良普及センターやＪＡ兵庫西の関係機関と連携するとともに、今後も継続して太子町地域農業再生協議会を中心に、営農相談等の啓発活動を一層促進し、新たな担い手の確保、育成に努めていきたいと考えておるところでございます。

また、農業活性化につきましましては、集落営農組織の育成に向けて、集落内で話し合う機会を設定し、今後の集落の方向性についての検討会の実施に向けた取り組みに努めていきたいと、このように思います。

次に、商業振興について、どのような振興策をとるかという点でございますが、この振興につきましましては、太子町と太子町商工会が連携し、対応しておるところでございますが、町の行う振興策といたしましては、太子町中小企業利子補給制度や政府のセーフティーネット保証第５号等を活用しながら、中小企業の支援を主に努めております。

太子町商工会におきましては、商工会の基本事業である経営改善事業として、地域企業への巡回訪問による金融、税務、経理、経営等の相談指導等を強化し、平成22年度では2,251回の指導を実施しておるところでございます。また、経営講習会や中小企業共済、労働保険等の業務を積極的に実施しながら、

中小企業の振興と地域経済の振興に取り組んでおります。

地域を活性化させる方法の一つとして、平成22年度より産学連携事業として、兵庫県立大学と商工会が太子町マーケットを開催いたしております。多数の商店の商品が一堂に集まると好評をいただき、平成23年度は2,000人もの来場者でにぎわいました。平成24年度におきましても、規模を拡大し、実施予定といたしております。

今後も地域の企業に対し、積極的にきめ細かな対応で、中小企業、地域経済の発展に寄与できるよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、鳥獣害対策について、どう行おうかという点でございますが、捕獲につきましましては、県補助事業による個体群管理事業と町単独事業による一般有害鳥獣捕獲事業、すべてくくりわなによる捕獲でございます。23年度は28頭を捕獲いたしました。

また、補助事業の有害被害防止総合対策事業としましては、上太田自治会の要望のありましたシカ侵入防止さくを設置したところでございます。

また、シカ肉の利用についてでございますが、西播磨県民局、光都農林水産振興事務所では、シカ被害対策事業で捕獲しましたシカの有効利用のため、加工技術、加工施設及び販売の価格設定と需要等の研究を継続いたしておりますので、情報収集と情報提供に努めていきたいと、このように考えます。

ご承知のとおり、もうシカっていいますと食糧になる部位はほんのわずかでございまして、あとの残渣の処置も大変であるというふうに聞いておりますが、県下で何カ所かそうした処理場を建設していくということでございますので、そうしたところ、しっかりと情報収集に努めてまいりたいと、このように思います。

カラス対策についてでございますが、これ先般の一般質問でもございましたが、有害鳥獣の捕獲強化対象になってございまして、太

子町内での銃器による捕獲は認められておりません。現実的には捕獲は難しく、実績はございませんが、今後においても県の担当部局からの情報収集等に努めていきたいと、このように考えます。

4 項目め、魅力ある学校園づくり、この件について、実際学校現場との、教育現場との関連が濃くございますので、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。私のほうから答弁させていただきます。

教師の指導力育成をどう進めるかというご質問ですが、教師みずからが生活指導力と学習指導力を両輪にした教師力が、ひいては人間力をつけるよう心がけることが大切であると考えます。

そのためには、教師としての使命感と高い倫理観を保持するとともに、豊かな人間性の涵養に努め、専門性と実践的指導力の向上、社会の変化に対応した教育観を培うなど、研究と修養に努めることが必要でございます。

具体的には、各校で実施している長期休業中の研修会での各自の研究テーマの報告会や各学校園の校内研修会、町教育委員会主催の研修会、県教委主催の研修会など、さまざまな機会をとらまえて、みずからの教職生活を振り返るとともに、最新の知識、技能を身につけ、新たな思いで子供たちに向き合うこと、また教職員が互いにその努力を認め合い、励まし合うことのできる豊かな人間関係を構築し、明るく働きやすい職場環境づくりに努めることが重要であると考えます。

次に、教師の立場や学校の体面でなく、児童・生徒や保護者目線で学校園運営する管理職をいかに育てるかというご質問ですが、学校園の管理職は教職に対する強い情熱を持ち、子供たちはもちろん、保護者や地域の人々から寄せられる期待や信頼を自覚し、日々の教育実践を通して、それにこたえていかなければなりません。

そのために、教育職員として倫理性の保

持、向上に努め、教育の専門家として常に学び続ける向上心を持って、指導力を初めとする資質能力の向上に努めることが求められています。

児童・生徒や保護者目線の学校園運営の推進に向けては、校務分掌の見直しや会議等の精選、校務の情報化を図るなど、組織を挙げて効率的な学校運営に努め、管理職を含む教師が子供と向き合う時間をできるだけ多く持ち、心の通い合う教育が実施できるように支援していくことが重要であると考えております。

次の幼稚園教育要領、小・中学校の新学習指導要領改訂に伴う本町の学校園運営について、改訂により本町学校園にどのように取り組みを行うかというご質問ですが、新しい学習指導要領では、各教科において充実した指導事項の学習やつまずきやすい内容の確実な取得を図るための繰り返し学習、ドリル学習でございます、観察、実験やレポート作成、論述などの知識、技能を活用する学習の充実を図るなどにより、授業の時間数が増えてきております。また、言語の力を使って思考力、判断力、表現力をはぐくむことや伝統文化に関する教育、理数の力、外国語教育や道徳教育、体験活動等により充実させるなど、学校で学ぶ内容が多くなってきております。

本町学校園では、児童・生徒に確かな学力を身につけさせるために、教師の実践的指導力や専門性の向上を図る研修テーマや研修内容の工夫、改善に取り組み、きめ細かな指導の充実に努めてまいります。

次にですが、幼・小、小・中の連携は、小・中連携のさらなる進め方は、幼・小連携はどう行うか行わないかというご質問ですが、幼・小連携については、現在の年長、小1交流会を充実させたり、小1生活科学習のお店屋さんごっこなどの招待の方向を改善するなど、子供の交流機会を工夫するなどが考えられております。

また、子供の発達を理解するために幼稚園と小学校の教職員が互いの教育に対して理解

を深めたり、それぞれの見方や声のかけ方等を共有していく中で、教師間の交流を図ることも重要であると考えております。

一方、小・中連携については、小・中学校の教師が互いに生徒指導面で、あるいは学習面での情報を共有し合い、ともに児童・生徒を育てていこうとする意識を持つことが出発点となると考えております。

先日の太子西中3年生が行った石海小学校、斑鳩小学校6年生へのマナー教室は、児童・生徒がともに活動し、体験を共有する機会を意図的、計画的につくることによって、児童・生徒の望ましい人間関係づくりを促していくことにつながるものであると考えております。

今後、小学校・中学校との間にある段差を適切なものとして、それを乗り越えるため、小・中学校の相互交換授業の実施など、教師間の交流を進めていくことが重要であると考えております。

最後にですが、預かり保育や子育て支援、新たに何かを行うか行わないかというご質問ですが、平成24年度において新たに実施する事業はございませんが、幼稚園における預かり保育についてはこれまでどおり継続して実施してまいります。

また、幼稚園においては、特別に支援を要する園児が就園できるよう、引き続き各園に補助員を配置し、子育て支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 続きまして、参画と協働の推進についてでございますが、住民の参画と協働につきましては、各種制度を制定するなど住民参画に係るさまざまな機会を設けております。

今後におきましては、広報たいしやまたホームページなどの広報広聴機能のさらなる充実を図り、より多くの町民の参画を促していきたいと、このように考えます。

次に、消防の広域化についてデメリッ

はないかというご質問でございますが、これは今年において消防組織法の改正、一部改正、また市町村の広域化に関する基本方針、そうしたものを受けまして、兵庫県による広域化検討委員会の設置、また広域化推進計画の策定に当たりまして、西播磨地区4市1町、相生、赤穂、たつの市、宍粟市、佐用町の消防本部で協議を重ね、課題はあるものの、現在の消防救急力は維持し、今後の災害の多様化、大規模化、住民ニーズの変化、高齢化社会、人口減少傾向等に対応するため、おおむね広域化を目指すことで同意が得られたところでございますが、現在は赤穂市が抜けております。3市2町で取り組みを進めておるところでございますが、広域化により住民サービスの向上、また人員配置の効率化、消防体制の基盤強化等によるメリットがあると、このように思っておりますが、今のところデメリットというのはないというふうに考えております。

もうご承知のとおり、太子町はたつの消防に消防業務は委託いたしております。その中で、私は今の太子消防署を堅持していきたいなという思いでございます。

それから、これから広域化において、既存のもの以外に考えられるようなものというところでございますが、既存のものの移行としまして、消防救急無線システムについて、平成15年10月16日の訓令、電波法の関係でございます。アナログ通信方式の使用期限が平成28年5月31日までとされております。そうした関係上、デジタル通信方式に移行する必要があります。消防の広域化に合わせて実施する予定でございます。これ以外のことについては、今後合併協議及び合併後に協議され、決定されるものでございますので、現段階においては考えるようなものはないと、このように考えております。

それと次に、庁舎建設とそれに伴う財源という件でございますが、もう今までの議員さんにも一般質問、今までの議員さんのご質問にも答弁しました部分は省略させていただき

ます。

その中で、議員が指摘されております民生費の増加について大丈夫かというようなところでございますが、少子・超高齢化社会における子育て支援、社会保障関係経費のことと存じますが、社会保障と税の一体改革の動向が不透明でございます。政府の長期的な財政ビジョンが示されない状況下におけるの予測は困難でございますが、財政計画においては扶助費で年2%の増を見込んでおります。

いずれにいたしましても、国の定める範囲内で施策を実施すれば、その地方負担は消費税増税や地方交付税交付金等での何らかの財源措置が行われますので、影響は少ないものと考えております。

ただし、今後とも歳入の確保、単独事業の見直しなど、徹底した財政管理を行い、歳出の削減を図らなければ財政状況は悪化しますので、十分に努めてまいりたいと、このように考えます。

次に、ユーロ債の関係でございます。

ユーロ円債は仕組債でございまして、為替レートや金利など、事前に設定した条件に応じて利息や元本の償還期間が変わります。

今現在、我々額面1億円で発行日が平成20年4月24日ということで、償還日が50年4月24日でございます。運用実績がこの24年2月現在で利払金1,252万5,632円、発行日より当初1年間は利率が6%、以降29年間は毎年オーストラリアドルで換算、為替のレートにより決定、利払い日は毎年4月24日、10月24日の10営業日午後5時の仮払いにより利率が決定されます。支払い総額が2,200万円になった時点で償還になることから、残額利払金は約950万円でございます。現在の換算為替レートから試算いたしますと、5年以内で償還になる予定でございます。

私自身は元金が保証されていますので、特に非常時の対応は今のところ考えておりません。災害など緊急時に必要となる内部留保金の約1割を資金運用に充てておるところでございます。そうした関係上、私は今のところ大

丈夫だというふうに思っております。

それから次に、前処理場の関係でございますが、機械機器、電気機器につきましては、法定耐用年数のもう既に2倍を超える稼働状況でございます。他の類似施設と比較しますと、賢明な延命策を講じております。主要な機器の機能不全に備えて、その他の処理方法を導入できるか試行的に実施しておりますが、本格導入できる域には至っておりません。引き続き、そうした方策を検討してまいりたいと、このように思います。

いみじくも今議員がおっしゃいましたように、非常時の対応策は、バイパス管を設置しておりますので、トラブルがあればそうしたところ揖保川流域の管理者と協議をさせていただき、直接投入することも可能であろうというふうに考えております。

次に、生活困窮者の関係でございますが、この生活困窮者の実態につきましては、情報を把握することはなかなか困難ではございますが、生活保護者数で言いますと、この1年、90世帯110人前後でほぼ横ばいで推移をいたしております。

そうした中、メンタル面でのご質問もちょうだいいたしておりますが、相談に来られた方の言い分を十分に聞き、各制度の範囲において適切に対応していきたいと、このように考えます。

この生活困窮者の関係でございますが、特に生保関係は今ご承知のとおり、県の福祉事務所と共同でやらせていただいておりますので、その点お含みをお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 行事に人を引きつける方法なんですけれども、町民の方と話していてその方からご意見をいただいたのですけれども、例えばそれが絶対いいかどうかは検討したらいいわけなんですけれども、よそのあるところでは有名な駅伝の監督さんと呼んできて、いろんなところから参加チームが来て頑張ってる

とか。おっしゃることは、何か目新しいものを考えてはどうかということと言われてると思うんですね。それで、監督さん来ていただくにはお金が要るから、講演会をしてその参加費用を当てたらどうかとか、そういう案もおっしゃっていたんですけれども、当局が何も努力されていないと言うつもりないんですけれども、何か目新しさというか、何か引きつけるようなものを時々入れてもらっているような行事を考えてもらえたら、まあ難しいんですけど、ありがたいなと思うわけです。

同じ行事をマンネリ化してやっておられるだけだとまで言い切るつもりもございませんが、しかし目新しさを何か考えられるように今後やっていただければと、私もその町民の方の意見を聞いて思ったところであります。

スポーツ指導者、外部から招聘するということをおっしゃったんですが、どういうスポーツか、それについてどのような内容かをもし今の時点で答えられるようであればお答えいただきたいと思います。

それから、文化的な教室について、24年度が5教室を新たにとおっしゃったと思うんですが、22年度7、23年度3とおっしゃったと思うんですが、これ新しく22年度は7、23年度3、既存のものからプラスして新しくされたということでしょうか。されたというのであれば、どういうものが新しくこの22年、23年、24年度で加わっているのかをお答えをいただきたいと思います。

それから、NPOについて、どのようなNPOが新たに育てばいいと考えておられるか。もしおありであれば、いや考えがないと言われるのであればないということでもお答え結構ですが、行政としてはどういうNPOに育ててほしいなと思っておられるかがありましたらお答えをお願いしたいと思います。

企業誘致ですけれども、今家電メーカーのほうに年何回か話に上がってるというふうにおっしゃったと思うんですが、これは町長自身が年数回行かれてるのでしょうか。その辺をお願いします。

それから、シカの対策ですけれども、上太田の自治会のほうがそうされているということですが、ほかの自治会でそういう動きはないのでしょうか。

実際、太子町の場合、道があったりとか、道があったりってどこでもあるんですけれども、山間部でしたらある村、集落全体を覆うようなことも可能でございますけれども、太子町はとても難しくてどこまでできるかなというのがあるんですけれども、これについて何かやり方が、例えば一個の集落全部囲むんでなくって、幾つかごとに分けることによって可能なのか無理なのか。例えば山田とかでしたら幾つかのところに分けて囲えばできるのかできないのか。そういったようなお話は地元とは話はされているのでしょうか、どうでしょうか。お尋ねをいたします。

カラスの対策なんですが、これも同僚議員が一般質問でされたんですが、私それより前に実は産業経済課に私も町民からカラスを何とかしてもらえませんかというご相談を受けたので行ったことがあるんですけれども、現状は関電さんが光るのをつけていただいて、でもそれは今ついているところで、この前のご説明だとそれを不二家さんの北とか南とかにも広めるということを説明されてるんですが、ですけどそれは広めても恐らくですけども、そこは来なくても、それがまたほかのところに行く可能性があると思うんですね。

それで、一度テレビでこのカラス対策のことをやっていたと家族から聞きました。私はそのテレビを見ていなかったの。それで、本町においては、このカラス、私は北村の方からご相談を受けたわけで、その北村とか沼田のあたりの畑に大根を横からこう食べるとか、そういった被害があって大変なんだと相談受けてるんですが、カラスが町としてはどこのあたりから飛んできているか、どの山から来ているか、そのあたり、実際これを、今笑い声が出てるんですが、それを突きとめないと実際対策にならないので話してるんですけどね。そういう、それぐらいやっぱり私努

力をしてほしいというか、どの辺から来てるのかなと。

そうすると、山の持ち主様がおられますので、その方といろいろご相談して、その木がどういう木かというのもあると思うんですけども、木を切っていいものなのか、いや困るとおっしゃるのか、いろいろなってくるわけですが、大変なんですけど、そのあたりは調べておられるのか、あるいは今後調べてみようと思われるのかお尋ねをいたします。

それから、教員の指導力を上げるという点で、今教育長のほうから長期休暇、つまり例えば夏休みとかそういうときに先生方が長期休暇の期間のことを発表させたりとかそういったことをおっしゃったわけですが、私具体的なことが大切だと思うんですね。そういう休みのときにテーマを決めてもらって後でレポートを出していただいているというのは前からされていて、私はそれを知っておりますけれども、例えばこういったことはされているかお尋ねをいたします。

ある小学校では、校長先生が新しい先生、授業のやり方のノートを書いてもらって、それを事前に見ていたと。例えば私の経験を話させていただいて恐縮ですけども、私太子高校に勤務しておりましたときに英語の授業があるときにその授業の1週間前までにどういう板書をするか、板書そのものをノートにつくって、これを2年間続けました。ですから、どういうふうに書いたらいいか頭に入ってるわけですけど、そういった、今教育長は生活指導力、学習指導力とか使命感とか倫理観とか人間性の涵養とか、そういったような言葉をおっしゃったんですけども、実際に具体的に児童生徒の前に立つときには、具体的な黒板の仕方が上手であるとかないとか。

こういうことを言っていていいかどうかわかりませんが、私が中学校のときを思い出しますと、ある先生の字が、失礼ですけどきれいでなかったんで、その先生は休み中に字をきれいに練習しとくわなとか、その先生が書かれたら生徒が笑ってたもんですからね。

具体的なことを私は現場にやっていただきたいと思うんですよ。その一個一個の具体的な積み重ねが生徒との日常の具体的な接するときのことですので、抽象的な人間性の涵養とかそういうこと、何もそれがいけないと言ってるんじゃないんですよ。でも、もっと私は具体的な生徒とのかかわりの中でこの教育というものはあるものだと思っております。

ですから、成功することもあるれば、失敗することもあります。ですけど、失敗してもそれを一つ一つ教員が考えて、やって、取り組んでいただきたいと、そのように考えております。

太子町の現場においては、例えばこの板書のあり方を定期的に校長、教頭あるいは主幹教諭でも結構ですが、そういったのを見て、前からいる者としてこのようにやったらいいんじゃないかとか、そういったようなことを具体的に指導しておられるかどうか、それをお尋ねをしたいと思います。

今、教育長のほうは校務分掌の見直しとかをやって、大きな4番の②に対してだったと思うんですけど、校務分掌の見直しをしてとおっしゃっていたんですが、ちょっとおっしゃってる意味がよくわからなくて、わかりませんので、恐縮なんですけど、校務分掌を見直すことによってどのように児童生徒や保護者目線で学校園運営する管理職を育てることになるのでしょうか。

それから、③についても実践的指導力が大事であってきめ細かな指導とかとおっしゃってるんですけど、この今回の改訂においては幾つか項目があり、私がお尋ねしたいのは、それに当たってどのような教育を具体的に教育現場で児童生徒に行おうと考えておられるか。つまり、現場の先生方が間もなく新年度が始まるわけですけども、どのようにこの改訂に合わせて具体的な指導をされようとしているのかということをお尋ねしたわけでありまして、具体的に教育現場の先生方ともしてお話をされていてわかっておられればお答え

をいただきたいと思います。

5番の参画と協働についてですけれども、従来から同じような答弁がなされておまして、このテーマにつきましては。私時々本当に参画と協働を行政としてもっともっと住民の方に本当に参加してもらいたいと思っておられるのかな、どうなのかなというふうな気になるときがございます。

行政の立場としては、住民の方とか、あるいは議員とかにいろいろいろいろな内容についてこうしたらどうですか、ああしたらどうですかとか口出しをされた場合に、余り何といいですか、言葉恐縮ですけれども、余りよく思われない面があるのではないかと思います。

しかし、議員とか住民の方とかのいろんな意見、私なんか未熟なところがいっぱいありますけれども、行政の方にしたらこういうことも知らんのかとか、これは理解できてないんやなという、思われることは実際いろいろあると思います。ですけれども、本当の意味で参画と協働を進めようと思えば、そういったことも乗り越えていろんなことをやっていかないと、本当の意味の参画と協働にはならないと思います。

それで、先ほどの平田議員の質問の中で、自治基本条例、これについての質問の中で、町長は参画と協働が十分深くとおっしゃったか浸透とおっしゃいましたか、文言正確には覚えておりませんが、そういうことになってからという趣旨のことをおっしゃったと思うんですが、しからばそのように、どのように本当に住民との参画と協働を進めるか、議会との参画と協働、議会も住民だというのは総務部長のお言葉ですが、この議会との参画と協働を進めるか、もっともっと深く本物の参画と協働を進めるには、どのようにいうか、そのようにしてほしいとは思っておりますが、そのように本当にお考えなのかどうかのお尋ねしますとともに、そうするにはどのようにしたらいいか、どうお考えか、お尋ねをいたします。

6点目の②ですけれども、この言葉の表現が私はちょっと今町長がお答えになった意味でお聞きしたのではなく、広域化において現在例えばごみ、揖龍衛生ですとか、農業の保険、農業共済ですとか、今回消防とかあるわけですが、ほかに何か行政でやる時に広域化を考えられるようなものはありますでしょうかという趣旨でございまして、もし今お答えいただけるのであればお願いをしたいと思います。

それから、9番目の前処理ですけれども、本当に希釈して流せるのか、それが長期的に希釈していいのかどうなのか、それが可能なのかどうかお尋ねをしたいと思います。一時的でなくて。

ですから、もし長期的にそれが無理ということになれば、新しく施設がまた、施設というか設備が、機械を新たに用意しなければならないことになりますので、それについてお尋ねをいたします。

それから、生活困窮者、今ここ1年横ばいだとおっしゃったんですかね。ここ数年で増えてきているのでしょうか。それとも、増えずに本町においては同じなんでしょうか、お願いします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えいたします。

まず、第1点目のどう行事等に住民を引きつけるかと。いみじくも、今議員のほうからございましたように、どっかの駅伝等との監督さんの招聘というようなこともおっしゃいました。

我々も大きな金額を財政投入をするのではなくして、そうした投資効果も考え合わせて、いつもそうしたところは考えております。たまたまこれ今おっしゃったのと同じで、今回の太子町のマラソン大会も山口衛里選手、天満屋の選手に来ていただいて一緒に走っていただいたり、また若干の指導もしていただいたところでございます。

いつもそういうことは考えておりますが、しかし大きな金額が必要、謝礼とかそうした

ものを膨大に出すようなことは私はしたくはないというところで控えております。

いろいろそうした取り組みはさせていただいております。竹澤健介選手も当たるんですが、それぞれの方がスケジュール等々で調整がつかないというようなことで、そうしたところは今後も努めていきたいなという思いでございます。

それから、スポーツの指導者の関係ですが、これ指導者の育成で新たなものを導入するのに町内にそういう指導者がいらっしやらないとき、こういうことがやりたいんだということで、町民の皆さんから要望があったとき、その指導者に該当する方がいらっしやなかったら外部からの招聘も視野に入れてやっていきたいと、このように思うところでございます。

それから、次の文化指導者の育成等々の件で22年度が7講座、23年度は3講座、24年度は5講座というところでのお問い合わせでございますが、年々内容は変化しております。この24年度の新規の取り組みは、絵手紙、オカリナ教室、切り絵教室、新しい日記教室、健康体操、そうした5つの教室を、講座を開設するというので、いつも一緒の取り組みじゃございません。

**○服部千秋議員** 22、23とかは今わからないんですか。

**○町長（首藤正弘）** 22年は、これ校区でやっておりますんで、22年度はリズム体操、フラダンス、新しいヨガ、現代書道、それから「命ほっこり、灯りづくり」、ちょっとわからん、パーソナルカラー講座、そうした事業をやっております。

それから、23年度は歴史講座、それから中国語講座、オカリナを楽しもうというような講座をやっていたしてます。

NPOの関係ですが、どのようなNPOに。私、NPOにどんどんこっちが先行するといいますか、先導するというのが僕はだめだと思うんですね。特定非営利法人でございますので、それで設立に当たってはそれぞ

れのそうしたサークルといいますか、人数が集まって初めて成立するものであって、私はそうしたNPOは立ち上げていただいて、それから我々行政とも協働していただきたいなという思いでございますので、今質問に合致するかどうか、どのようなNPO法人についておっしゃいますのができてからどのようなっていう意味か、設立前の……。

（服部千秋議員「前の、どんなんができたらいいなあとっておられるか」の声あり）

**○町長（首藤正弘）** 一番初めの設立ですか。

そらやはり、NPOって言いますと営利を目的とした団体じゃあございませんので、いろんな分野で、もう奉仕からすべての面で立ち上げてほしいなと思うのは、もういろんな面でございます。奉仕的な意味も含めまして考えられると思うんですね。

だから、そうした点、こちらがどういうものを立ち上げてくれというのはできませんので、そうしたところご理解を賜りたいと思います。

それから、企業誘致の関係でございますが、これは私が出張に行くとき、それにかましてといいますか、向こうとアポをとりまして合致したときに行かせていただくというようなことで進めております。

次に、鳥獣のシカ対策の関係でございますが、これ連携を図るっていうのはなかなか難しいと思います。それと、今上太田以外の自治会、山田等々ということをおっしゃっていただきましたんですが、距離的な問題、それからそこだけを囲って阻止できるかっていいますと、これはもう到底不可能でございます。もう今ゴルフ場の近辺からいろんなところへ出ておりますので、一極集中というようなことは難しくございますので、これはそれぞれの地域の要望を受けて対策をその都度考えていきたいと、このように思います。

それから、カラス対策でございますが、今どこから出没して、いろいろおっしゃいまし

たんですが、これちょっと一般質問で僕言ったかどうか分かりませんが、以前といますか、2週間ほど前に揖龍衛生の受け付けを、打ち合わせをしにクリーンセンターへ行かせていただきました。そのときに、たつの市の田んぼの中にたくさんもう真っ黒になるぐらいおりまして、その状況を揖龍衛生の職員にしますと、そこの圃場で肥料か何かをまかれたらしいと。そこへよく来ているんだというようなことが言われておりましたんですが、そのカラスがどこにおるかということまではなかなか調査は難しいと、このように考えるところでございます。

また、そのカラスが山林等々でおりしても、少しの木を伐採して済むような問題じゃございませんし、そういうことを地権者との協議でできるかといいますと、そうした調整も難しいだろうと。カラス対策、本当は言葉悪うございますし、解決にはつながりませんが、イタチごっこというのが適切、今現状の言葉ではないかなと。申しますのも、うかいやさんの東にたくさんおったカラスがそうした電線にとまる、防止さくを越えますとだんだんに西へ来てるとというのが現状でございまして、最終的にどうなるんだろうと。私のほうも、対応には今NTT、関電等がやってくれておりますのでいいんですが、難しい状況ではないかと、このように考えます。

次に、参画と協働の件でございます。

これ、やはり参画していただくには、それぞれ持ち分があると、持ち分といいますか個性があると思うんですね。この分野で一遍参画してみようかというようなところ、そしてそれをどのように今後協働で生かしていくのか。それぞれの分野によって考えられます。

今我々の対応といたしましては、防災訓練等でもいろいろな面から参画していただき、一緒にやっていただいておりますグループもございます。それから、庁舎建設検討委員会の中でもそうしたノウハウを持った方、また今までの経験を通して一度この検討委員会にも参

画し、また一緒に考えてみたらというようなことで入っていただいている方もいらっしゃいます。

いろいろな分野で、この問題は考えられますので、その時点時点で募集等々を図っていきなと、このように考えます。

それから、処理場の件でございます。

今議員ご指摘のように、永年的に、恒久的に今後そのバイパスで放流するっていうのは、今のところはだめでございます。これは揖保川流域の放流管の投入口で基準に合った放流をしなければなりません。その基準を満たす流入水ができるかどうか。

今我々が考えておりますのは、希釈して、機械がめげたら、もし使えなくなったら、その流入水を薄めて、その基準に持っていけないだろうかなということも実験もしたりいたしておりますし、いろんなところではこうすればそうしたクロム関係を含んだ水が改善ができるんだというような方法を聞きますと調査にも行ったりいたしておりますが、抜本的にこれがいいと、逆に下手をすると危ない橋を渡らないといけないようなこともございますので、慎重に対応していき、非常時の場合はそうしたところは渡り、揖保川流域、県のほうとも十分協議させていただいて投入を考えていきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

服部議員から3点の質問あったと思います。

1点は、具体的に指導力の向上についてお話ししてくれということだったんじゃないかなと思います。

今もう教育というのは、一番大事なことは人間教育でございます。いかに子供たちを大人として、または人間として育てていくというようなことが最終の目的でございます。それには、生活指導と学習指導と、これが両輪でなければいけないというようなことで言わせていただきました。

そして、その前に教える者が人でなければいけないという、そこが前提でございます。ですから、教師がしっかり人間性豊かでなければ、いかに生活指導力をつけても学習指導力をつけても、これは子供の目線で見れば、非常に純粋な目で見れば、先生の性格が見抜かれてしまえば指導はできません。ですから、いかに教師が人間性豊かでなければいけないという理由はそこであるのでございます。

今服部議員が高校の教師の時代に板書計画についてこうご指導を受けたというようなことを教えていただきましたんですが、当然でございます。学年が下がるにつれて、もっと細かな板書指導をやっております。チョークの色から課題の置く場所から、そして教師が立つ位置、声の抑揚、そして掲示物、そういうところまで、また発問等にしても一問多答というようなことで、一つの発問すればできるだけ、何人の子供がそれに手を挙げて答えるかと、それを一問の発問に対するどの言葉がいいんだろうかと、どれを見て発問すればええんだろうかと。その言葉について非常に細かなことまで指導して、一人前の教師になっていくものだと思っております。

そういうことは、日々の活動生活の中でいつもやっていることでございます。先輩とか同僚とか、そしてまた職員会議、または研修、または研究会等に行ってすばらしい授業を見るとか、そういう目の繰り返しをしながら教師力の育成を努めているところでございます。

また、校務分掌というようなことで見直しということですが、校務分掌を見直すことによって時間を見出すという。時間を見出せば、子供と接する、または親と接する時間が見出してきて、そしてそのお互いが信頼関係ができる時間が生み出せるというようなこと。同じ子供に生活指導をつけるにしても、親の考え方、親の素行について知っておかなければ、子供は生活指導はできません。ですから、時間をかけて、子供だけを見るんじゃ

なくて子供の周囲を見るという、そういうようなことを考えながら指導していく。その時間を見つけるのが管理職であって、そういう全体のことを考えていくのが管理職であるというふうに考えております。

それから、指導要領の改訂に伴ってどうしているかというようなことだと思いますが、非常に時間数が増えてきました。本当に子供にとって6時間目ということであれば3時半過ぎになります。そうすれば、終わりの会、または連絡事項を入れれば4時過ぎになってしまいます。そこから帰ろうとすれば、冬になれば、また秋の晩秋になれば本当に暗くなって、治安上にも悪くなってしまいます。いかに有効な時間で教科書をどのように教えていくかというようなことは、3年前から移行の年数が来ておりますので、そのところで時間を工夫しながら教科書をいかに教えるかというようなことは、各学校で取り組んでいるところでございます。

例えば、朝の15分を利用して、そこでドリル学習等々を入れることによって、小学校であれば3日で1時間消化できます。そういうふうにして、いかにして時間を工夫して反復練習、そして自然体験学習、そして触れさせて学ばせるといふ、理解させるといふようなことは、絶えず学校の現場ではやってることでございます。

そういう面で、議員がご質問いただいたようなことは、すべて消化していると認識しております。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） ちょっと1点抜けておりました。広域化の問題で、ちょっと質問内容と違っておりました。

これ、今ぱっと言われて、広域化、だけどもあるんですよね。いろいろなことが今までも私の脳裏で出てきておりますが、しかし考えますと、そこには行政間の問題、それから地域の問題、またその業務内容、逆にそうしたことをするについて、デメリットのほうが多

いんじゃないかというようなことで一つ一つが消えてしまいますので、今ちょっとすぐにぽっとこういうものというのは回答はできません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 まず、教育の問題につきましては、ここでいろいろと、この場でももちろん議論することも大事でもあります、また教育長を訪ねましてお話をぜひ持たせていただきたいと思っております。

1点、教育長が今おっしゃったので、ちょっと私が板書のというのは校長先生に指導を受けたんじゃないで自分でやろうと思ってやっておりましたんで、ちょっと理解が違っておりましたので、そこちょっと訂正をお願いします。

それで、あと参画と協働についてなんですけれども、本当に本気で行政としては参画と協働をやろう、やりたいと思っておられるのかどうか、最後にお尋ねをいたします。

行政側が参画を嫌がって、住民あるいは議員の参画、協働を嫌がっているということはございませんか。

自分たちの言うことを聞く範囲内で参加しろとか、してもらいたいというような発想でありますと本当の参画と協働が進みませんが、そういうことはございませんか。本気でやる、やろうと思っておられるかお尋ねをいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） これ、議員さんが参画、協働、私この場でも参画されているというふうに思っております。

特に、議員さんがいろいろな場所に出てきていただきますと、逆に一緒にいらっしゃる方が前へ進んでいけないというようなところで、いや各種委員会の委員さんでも議会で検討していただいて、議会のほうからやめましょうということまで以前決めていただいております。だから、私自身何も議員の方が出ていただくのに、参画されるのにだめだとい

うようなことはございませんが、そうしたところ配慮しながら考えていきたいと。

しかし、これからの事業すべての面で参画、協働っていいますと、町民の皆さんにいつもそういう精神で参画、協働、一緒になってやっていくんだという気を持っていただきたいと、このように思いますので、私は何も否定するものではございません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 本当の意味での参画と協働をぜひ進めていただきたいと思います。

今審議会云々のことをおっしゃいましたが、そういうことじゃなくて、一般的に私たちが行政が出るところに私らが、議員がいてどうのこうの、何だかんだということじゃなくて、町民の意見を聞く、議会の意見を聞く、そして参画と協働ですから、一緒に協力してやっていこうということです、そういうふうな姿勢を本当にお願ひしたいと思っております。

教育のことは教育長とまたお話をさせていただきます。

それで、あと前処理の件ちょっと、もう一回ちょっと済みません。前処理については、永久的に希釈しても放流できないということです、結局また設備を考えなきゃいけないということに近々なるということですのでよろしいのでしょうか。それとも、今町長がおっしゃった薄めてというのは、たしか経済の委員会のほうで過去に出ていて、数値が出ていたと思うんですが、それを何倍にしたら許される範囲になると、そういうことをおっしゃったんだと思うんですけど、私心配してますのは、これ将来的にどのようになるのかなというのがありまして、将来はそういう施設、設備、機械、それもう一回、必要であるという前提で考えておられるのか、それだけ確認をさせてください。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） この問題、前処理場、もう既にご承知だろうと思いますが、過去に

いろいろな経緯を踏んで、今の処理場建設がなされております。

瀬戸内の水質汚濁防止法、また公害関係、公害での林田川の水質、それから太子町外の行政、近隣地域に迷惑を及ぼすというような点、また地区の、地域の農業用水の関連、それから公共下水への位置づけ、また同和対策事業の位置づけ、それから特別措置法の関係等々、いろいろなものが今まで経緯を踏まえて処理場を建設したところでございます。

私自身、あの施設が最終的にどうなるのかといいますと、これは我々だけでは考えられないと、このように思っております。国、県、そうしたところを巻き込みながら対策を考えなければいけないと。

先ほど申し上げました汚水の希釈の問題でございますが、これは希釈というのは以前にも本議会でもいろいろ議論を醸した経緯がございます。抜本的な対策じゃございませんので、そうしたところ、しっかりとあの処理場の今後を考えて対策を講じていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 これで終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で服部千秋議員の総括質疑は終わります。

これで総括質疑を終わります。

続きまして、各会計ごとの質疑を行います。

まず、議案第18号平成24年度兵庫県太子町一般会計予算について、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

一般会計予算は、全205ページにまたがっておりますので、いつも言うておりますように、質問される議員はページ数を言うてから質問をしてください。また、答弁のほうもページ数を言うてから答弁をお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

中薮清志議員。

○中薮清志議員 質問させていただきます。

まず、56ページなんですけれども、節13の委託料の顧問弁護士委託料なんですけど、顧問弁護士さんはどのような方で年間どれくらいの件数をお願いしているのでしょうか。また、1年間をお願いすることがなくても、そこに関してはお支払いが発生するのでしょうか。まず、1点目がそこで。

次に、60ページの節12なんですけれども、指定金融機関など取扱手数料とゆうちょ銀行取扱手数料ってあるんですけども、こちら1件当たりの単価が出るかと思うんですけども、これを安いほうに切りかえるということとはできないものなのか、お伺いします。

72ページなんですけれども、節13の委託料の新庁舎用地鑑定評価委託料というのがあるんですけど、何の鑑定なのかっていうのと、これ新しく買収するものがあるのか、もしくは今の土地なのかっていうのを伺いたいです。

74ページの節12の役務費なんですけれども、インターネット公売品鑑定手数料と、あとページまたがってしまうんですが、76ページの節14の使用料及び賃借料のインターネット公売システム利用料なんですけれども、こちら過去からの分で結構なんですけど、利用料と合わせて支払いされている分を上回っているのかどうか、入手した分のお金ですね、が上回っているのかどうかと、あとホームページを見ますと、長い間この鑑定の品が出てないような気がしたんですけども、そうすると鑑定手数料がかからないものなんですか。

あと、逆にその利用料に関しては、システムを使わなくてもかかってくるものなのか、質問いたします。

それと、80ページの節16、原材料費、針金外と書いてあるんですけど、こちらは委託料に含まれないのかというのが気になったもので質問いたします。

濟いません。ページが大分飛んで126ページの全般にかかわってしまうかもしれないん

ですが、節13の委託料を中心ということなんです、地籍調査の事業委託料とあるんですけれども、施政方針のほうにもありましたが、23年度に沖代と米田で行って、24年度吉福を入れるという形であったんですけれども、実際この事業が最終的にはいつまで続くのかっていうのと、多分予算このままでいくと1,400万円ぐらい毎年かかってくるのかという確認をとりたいと思います。

あと、140ページなんですけれども、節15の工事請負費で総合公園整備工事費とあるんです、先日のお話の中でも説明で何をやるっていうのは上がってたんですけども、実際に具体的にどのあたりのものをこういうふうにするっていうのをちょっとお伺いしたいです。

154ページなんですけれども、節14の使用料及び賃借料っていうところで、石海小学校仮設教室借料ってあるんですけれども、生徒数の兼ね合いもあるかと思うんですけど、あと何年ぐらいを予定しているのかなというのと、あと仮設ということで僕も行ったことがあるんですけれども、特別に点検とか保守関係などもあって、それもこの費用に含まれるのかっていうのもお伺いしたいところです。

最後に、182ページ、節14の使用料及び賃借料の施設予約管理システム使用料とあるんですけれども、ホームページを見たときに総合公園とか文化会館とかいろいろ分かれているんですけれども、テニスコートとか分かれているんですけれども、その予約状況を見るだけのものなのか、実際ほかに何か役割とか、システムのなものがあるのかというのが気になったもので確認をとらせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 最初に、顧問弁護士の委託料の件でございます。

6万円掛ける12カ月で相談業務をやっていただきます。1回5,000円で換算しますと144回分の換算ということになります。積算ではそういうふうな形で、一応イメージです

ね、イメージで申しますと。6万円掛ける12カ月の72万円でございます。

それで、現在は行政事務の複雑な高度化、法的問題の解釈指導を行っております。神戸の小西弁護士でございます。公務員経験、行政事件の専門家でございます。

それから、60ページのゆうちょ、指定金につきましては、私の所管ではございません。この本会議に出てるメンバーの所管ではないんですが、ゆうちょの取り扱いにつきましては30円掛けるの50件、それから公金の払い込み料金につきましては10円掛ける1,540件、それから自動払い込みの料金10円の770件のそれぞれの12カ月を見ております。

それと、指定金につきましては10円掛ける17万2,400件掛けるの消費税ということになっております。

これは、一緒にできるものではございません。指定金は指定金で、ゆうちょはゆうちょでございますので、一緒にできるものではございません。全然性格の違うものでございます。

それから、72ページ。新庁舎の鑑定委託料でございますが、これ10万円計上させていただいておりますが、一応23年3月に用地、東芝から購入いたしますときも当然鑑定をとっております。

このたび、一応一般会計で買い戻すということになりますので、時点修正があれば時点修正せんといけませんし、時点修正がなければ、なしはなしでいいんですけども、そのため念押しの意味で鑑定評価をとるものでございます。

一応積算につきましては、50ぐらいの品目でございます。1品目大体525円の計算で予算を組んでおります。鑑定の決めにくい絵画、宝飾品等はネットで写真とコメントの送付をすれば鑑定をしていただけるということになるわけでございます。

ただ、質問のご趣旨は、売れた分とこういう手数料の差額ということですね。それについては、ちょっと私今ここではわかりません

ので、また後ほど予算特別委員会のほうでお答えをすることにしたいと思います。

76ページの公売のシステムについても同様でございます。

この辺も入と出の関係ですね。売れて、こんだけ予算組んで、差し引きどうなるかという問題ですね。これについても、今ここではわかりませんので、宿題とさせていただきます。

それから、80ページの針金でございますが、これは町長選挙の針金でございますが、これは委託料云々という話ですね。含まれません。私どもが独自で針金を原材料費として買うというだけのものがございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） 126ページ、13委託料でございますが、地籍の関係でございます。

いつまで続くのかというようなお話なんです、実は現在では毎年1ヘクタール程度を現地立会して、前年度に立会したものを図面作成、登記簿作成等を行っております、現在の状況の中ではいつまでに終わるというようなことはなかなか申し上げるのが厳しいかなと。今のできる限りでの作業ということでございますので、その点ご了承いただきたいというふうに思います。

それから、140ページ、15番工事請負費でございます。

どのあたりをどうするのかというお話でございますが、これは花と緑・文化の里ゾーンと申しまして、現在トイレをつくっております。それから、東側、ちょうどグラウンドの南をずっと東へ行ったゾーン、池のところまであるんですけども、そのあたりの園路、あるいは遊具広場、そしてクレイの広場等の整備をしたいというように考えております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 154ページをお願いいたします。

石海小学校の仮設校舎のリースの関係でございますが、まず点検保守は含んでおりません。

それと、いつまでかというお尋ねなんです、平成24年、来年が4年目でございます。5年間リースで借りておりますので、とりあえず現在は25年までということになってございますが、そのとき現在石海小学校も東を耐震化をやって、次、24年度に本館をやるわけですけれども、新たなクラスルームが、普通クラスルームが出てくるということは考えられませんので、その25年のリースが終わった段階でクラスルームが足りてるのかどうかということは、ちょっと今即断はできません。

それと、182ページ、中ほどの施設予約管理システムの関係をお尋ねいただきましたけれども、これにつきましては町全部の予約じゃなくて文化会館だけの施設予約と、恐らくこれにつきましてはチケットの販売と770ほどある施設のそれぞれの番号も売れていったのもつぶしたりするような、そういう広い意味での予約システムでございます。

以上でございます。

それと、申しときます。

月額23万6,500円、これを12カ月プラス消費税でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 次長、154ページの石海小学校の仮設住宅で修繕料や含めてもこれも一緒にここに入ってるのかという問いもあったんやけど。

○教育次長（神南隆司） それは。

○議長（佐野芳彦） 先ほど言うたんかな。

○教育次長（神南隆司） それは含めてないと。

○議長（佐野芳彦） ああそっか。含めてない言うたんか。

失礼しました。訂正します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を締めますよ、終わります。終わり

ましたよ。

お諮りします。

ちょっと待ってくださいね。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第18号は、会議規則第39条の規定によって、3日目にお配りいたしました議案付託表のとおり、7人の委員で構成する平成24年度一般会計予算委員会を設置し、これに付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は7人の委員で構成する平成24年度一般会計予算委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成24年度一般会計予算委員会の委員の選任について、委員会条例第7条第1項の規定により、堀卓史議員、首藤佳隆議員、平田孝義議員、吉田日出夫議員、井川芳昭議員、中島貞次議員、橋本恭子議員、以上7人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました7人の議員を平成24年度一般会計予算委員会の委

員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時15分）

（再開 午後4時15分）

**○議長（佐野芳彦）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

休憩中に平成24年度一般会計予算委員会が開催され、委員会条例第8条第2項の規定に基づき委員の互選により委員長に橋本恭子議員、副委員長に中島貞次議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。

以上で報告を終わります。

お諮りします。

本日の会議は議事の都合により、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（佐野芳彦）** 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は、3月6日午前10時から再開します。

なお、3月6日の本会議は改めて開催通知はいたしませんので、ご了承願います。

本日はこれで延会します。

ご苦労さまでした。

（延会 午後4時16分）